

# 第7号 平成21年4月8日(水曜日)

[会議録本文△](#)

平成二十一年四月八日(水曜日)

午前九時開議

## 出席委員

委員長 河野 太郎君

理事 小野寺五典君 理事 松島みどり君

理事 松浪健四郎君 理事 三原 朝彦君

理事 山中あき子君 理事 近藤 昭一君

理事 武正 公一君 理事 伊藤 涉君

逢沢 一郎君 秋葉 賢也君

飯島 夕雁君 猪口 邦子君

小野 次郎君 木原 稔君

篠田 陽介君 柴山 昌彦君

鈴木 誓祐君 関 芳弘君

とかしきなおみ君 中山 泰秀君

西村 康稔君 原田 義昭君

盛山 正仁君 山内 康一君

山口 泰明君 池田 元久君

篠原 孝君 田中真紀子君

鉢呂 吉雄君 松原 仁君

丸谷 佳織君 赤嶺 政賢君

笠井 亮君 辻元 清美君

外務大臣 中曽根弘文君

外務副大臣 伊藤信太郎君

防衛副大臣 北村 誠吾君

外務大臣政務官 柴山 昌彦君

外務大臣政務官 西村 康稔君

## 政府参考人

(警察庁長官官房審議官) 西村 泰彦君

## 政府参考人

(外務省大臣官房地球規模課題審議官) 杉山 晋輔君

## 政府参考人

(外務省大臣官房審議官) 中島 明彦君

## 政府参考人

(外務省大臣官房審議官) 石川 和秀君

## 政府参考人

(外務省大臣官房審議官) 北野 充君

## 政府参考人

(外務省大臣官房参事官) 渡邊 正人君

## 政府参考人

(外務省北米局長) 梅本 和義君

## 政府参考人

(外務省国際法局長) 鶴岡 公二君

## 政府参考人

(財務省主計局次長) 木下 康司君

## 政府参考人

(防衛省防衛政策局長) 高見澤將林君

## 政府参考人

(防衛省地方協力局長) 井上 源三君

## 参考人

(財団法人平和・安全保障研究所理事長) 西原 正君

## 参考人

(宜野湾市長) 伊波 洋一君

## 参考人

(拓殖大学海外事情研究所所長)

(拓殖大学大学院教授) 森本 敏君

## 参考人

(沖縄大学学長) 桜井 国俊君

外務委員会専門員 清野 裕三君

## 委員の異動

四月八日

辞任	補欠選任
小野 次郎君	盛山 正仁君
西村 康稔君	関 芳弘君
御法川信英君	飯島 夕雁君
笠井 亮君	赤嶺 政賢君

同日

辞任	補欠選任
飯島 夕雁君	秋葉 賢也君
関 芳弘君	西村 康稔君
盛山 正仁君	小野 次郎君
赤嶺 政賢君	笠井 亮君

同日

辞任	補欠選任
秋葉 賢也君	とかしきなおみ君

同日

辞任	補欠選任
とかしきなおみ君	御法川信英君

四月八日

七・一八沖縄県議会決議を尊重し、辺野古新基地建設の断念を求めることに関する請願(小川淳也君紹介)(第一三七九号)

同(小宮山洋子君紹介)(第一四三〇号)

同(篠原孝君紹介)(第一四三一号)

同(赤嶺政賢君紹介)(第一四八三号)

同(笠井亮君紹介)(第一六三九号)

同(川内博史君紹介)(第一六四〇号)

同(塩川鉄也君紹介)(第一六四一号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第一六四二号)

同(仙谷由人君紹介)(第一七三八号)

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求めることに関する請願(小宮山洋子君紹介)(第一四二九号)

同(赤嶺政賢君紹介)(第一四八五号)

同(石井郁子君紹介)(第一四八六号)

同(笠井亮君紹介)(第一四八七号)

同(穀田恵二君紹介)(第一四八八号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第一四八九号)

同(志位和夫君紹介)(第一四九〇号)

同(塩川鉄也君紹介)(第一四九一号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第一四九二号)

同(吉井英勝君紹介)(第一四九三号)

グアム移転協定に反対することに関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一四五五号)

同(石井郁子君紹介)(第一四五六号)

同(笠井亮君紹介)(第一四五七号)

同(穀田恵二君紹介)(第一四五八号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第一四五九号)

同(志位和夫君紹介)(第一四六〇号)

同(塩川鉄也君紹介)(第一四六一号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第一四六二号)

同(吉井英勝君紹介)(第一四六三号)

同(赤嶺政賢君紹介)(第一四八四号)

沖縄の新基地建設中止、基地の全面撤去に関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第一六三八号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第一号)

[このページのトップに戻る](#)

**河野委員長** これより会議を開きます。

第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

本日は、本件審査のため、参考人として、財団法人平和・安全保障研究所理事長西原正君、宜野湾市長伊波洋一君、拓殖大学海外事情研究所所長・拓殖大学大学院教授森本敬君、沖縄大学学長桜井国俊君、以上四名の方々にご出席をいただき、御意見を承ることにしております。

参考人各位の皆様におかれましては、本日、御多用中のところ本委員会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。どうぞ本日は、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げたいと思います。どうぞよろしく御願い申し上げます。

次に、議事の順序について申し上げます。

まず、西原参考人、伊波参考人、森本参考人、桜井参考人の順序で、お一人十五分程度御意見をお述べいただき、その後、委員の質疑に対しお答えをいただきたいと存じます。

なお、念のため申し上げますが、御発言の際は委員長の許可を得ることになっております。

それでは、最初に西原参考人をお願いいたします。

**西原参考人**　西原でございます。

私は、このたびのグアム移転協定を強く支持する立場をとっておりまして、日本では、とかくこの問題に関しましては、経済的観点、民生的観点から議論する傾向にございます。その重要性は十分わかりますけれども、私は日本の安全保障の観点からも議論しておくべきだと考えております。

最初に、アメリカの対アジア太平洋戦略と日米同盟との関連について述べまして、次に、協定賛成の理由を、安全保障上の利点及び経済、民生的利点とに分けて述べたいと思っております。そして最後に、私の考えとしまして、日本の今なすべきことに関しまして一言述べたいというふうに入っております。

まず最初に、アメリカのアジア太平洋戦略と日米同盟の点でございますけれども、米国は冷戦後、ソ連の脅威は消滅したとしまして、冷戦時代の封じ込め態勢から、予期せざる場所で起こる紛争に迅速かつ柔軟に対処できるような態勢へと移行してまいりました。前線基地に大変大きな兵力を張りつけて仮想敵国を抑止するというのはなくて、地域ごとに中核となるハブ基地を設け、そこに即応戦力を配備し、有事の際にはそれらが緊急展開して対処する態勢に移行しております。

しかし、東アジアにおきましては、現在まだ予測可能な紛争地点がございます。朝鮮半島や台湾海峡のようなものでございます。したがって、米国は兵力を一方で削減しながらも、他方で同時に抑止力の維持をすることを考えてまいりました。

その具体的ならわれが沖縄の海兵隊の一部グアム移転です。これによって、兵力は削減しますけれども、同時に、米国はグアム基地の強化をし、そして太平洋から中東に広がる広大な地域における部隊の展開を効率的に行う計画を進めてきております。これを一言で言えば、米軍の再編という形になります。八千人近い海兵隊と九千名の家族をグアムに移動することで、この海兵隊は東南アジア、南アジア、中東地域により迅速な兵隊の展開をすることができますが、同時に、有事には日本に戻り、沖縄に残る海兵隊とともに、日本の防衛と北東アジアの敵性国への抑止力を維持することができます。

したがって、日本は、こうした米国による効率的な戦力の配備と抑止力維持を追求する計画は自国の安全にも必要であると判断し、これを支持し、他の幾つかのことをアメリカと協議して、そして実施してまいりました。例えば、横田基地に航空自衛隊航空総隊司令部を移動させ、在日米軍との連携を強化することにしました。また、在日米陸軍司令部のあるキャンプ座間にも陸上自衛隊の中央即応集団を移転させ、そして司令部の連携を強化することにしております。

こうした点を考えますと、日米同盟とアメリカのアジア太平洋戦略とのつながりがはつきりしていると思います。ここでキーポイントは、柔軟かつ迅速な配備と抑止力を同時に維持するということであろうと思います。

次に、安全保障上の利点につきまして、四点まとめて申し上げます。

まず第一点は、こうして米国がグアムの基地機能を強化し、アジア南部から中東に続く不安定の弧の周辺海域に沿って延びる長いシーレーンの安全を確保することは、地域の安定に役立つばかりか、日本のエネルギーの安定的確保にとっても極めて有利となります。

二番目の利点、沖縄に残る海兵隊の兵力は六千名から一万名となりますけれども、司令部、陸上、航空、戦闘支援及び基地支援能力は残ることになります。グアムに移転するのは主として司令部機能でありまして、即応性の高い強力な実戦部隊は沖縄にとどまることとなります。その面で、有事のときにはグアムの海兵隊が日本防衛の支援にも増派されることとなります。海兵隊のグアム移転で日本の安全が危ぶまれることはないと考えております。

第三番目の利点としまして、在日米軍の再編によって、在日米軍、自衛隊との司令部連携が進み、日米同盟はより強化されることになると判断します。グアム移転はこの意味で日米同盟を強化することになると考えております。

第四番目の利点、グアムの基地が強化されることで、日本が攻撃を受けた際の米軍の反撃能力が高まることが期待できます。グアムには、北朝鮮や中国などの地域諸国のミサイルや戦闘機の大半が届きません。したがって、グアムの米軍はむしろ安全地帯にいるために、先制攻撃や報復を余り恐れなくて必要な反撃を行うことができるというふうに入思います。

したがって、ここでキーワードは、アメリカの太平洋での部隊の展開が柔軟になるということ、それから日米同盟が強化されるということであります。

次に、経済的、民生的利点につきまして申し上げます。ここで四点、利点を申し上げます。

お手元にあります一枚の表をごらんいただければと思います。この移転のために日本が負担することになっておりますいわゆる真水の財政資金は二十八億米ドルです。これを一ドル百十円として換算いたしますと三千八十億円になります。今後、二〇一四年までの六年間に年平均五百十三億三千万を防衛予算に計上することになります。これは平均でございます。この額は、例えば平成二十一年度の国防予算四兆八千四百四十九億のわずが一〇％にしかりません。そういう面で、大きな負担になるというわけではございません。

二番目の利点、さらに、グアムの工事を請け負っている日本企業がつくる、司令部庁舎、教場、隊舎、学校等の生活関連施設、家族住宅、インフラというな点は、いずれも維持、更新、修理、補修が今後必要になります。したがって、日本の企業は、この協定にありますように、企業参入の公平の原則に従ってそうした工事に今後もつくことができるわけですから、長期にわたって日本企業に仕事が残ることになります。

第三点、海兵隊のグアム移転によって普天間飛行場などが全面返還されるということは、嘉手納飛行場以南の人口が集中している地域にある相当規模の土地が沖縄県民に戻ることを意味します。地元関係者の試算でも、返還による経済効果は八千七百億になると言われています。日本政府がグアム移転に提出する真水の三千八十億円の二・七倍になります。その上、住宅街の騒音や航空事故等がなくなるという一大利点がございます。

最後に第四点、アメリカ海兵隊のグアム移転に伴いまして全面返還されるのは、普天間飛行場、陸軍貯油施設、キャンプ桑江、牧港補給地区、那覇湾港施設でありまして、これにキャンプ瑞慶覧の部分返還があります。これらの返還される土地を合計しますと、この表にございますように、九百七十八ヘクタールになります。これは、現在の沖縄の米軍施設全体で見ますと四・二％にしからずません。非常に少ないと思われるかもしれませんが、しかし、この返還面積が那覇市面積の四分の一に相当することを考えれば、普天間飛行場の移設の意義がより明確になると存じます。人口密集地である地域の返還の意義は極めて大きいと考えるわけでございます。

最後に一言、日米両政府は、八千名の海兵隊員をグアムに移すことによって、沖縄県民の基地負担をできるだけ緩和する姿勢を示してきました。一九九六年の橋本・クリントン首脳会談で沖縄県民の基地負担を軽減するという合意がなされて以来、大きな懸案が部分的にこの協定によって解決されることは、何といっても日本にとって喜ばしいことだと考えます。これで地元住民の対基地感情の改善を期待することはできます。このことが日米同盟への支持基盤の強化につながると思います。すべて完全解決ということは考えられませんが、こうした形で日米の間で妥協し、さらに一歩進むということは非常に重要であると考えております。

このような利点があることを認識しまして、国会は速やかにこのグアム協定を批准すべきだと考えております。一九九六年の日米首脳会談以来、既に十三年が経過しております。米国側は移設の大幅な遅延に失望をこれまで表明してきました。ロードマップで合意された二〇一四年までの移設・返還計画がおくれるようなことになれば、米国の対日不信がさらに強くなる心配がございます。さらに、沖縄県民や日本国民全体から日米同盟に対する支持低下を生むことになるかもしれません。こうしたことを考慮して我々は対応していべきだというふうに考えております。

どうも御清聴ありがとうございます。(拍手)

**河野委員長**　ありがとうございます。

次に、伊波参考人をお願いいたします。

**伊波参考人**　おはようございます。沖縄県宜野湾市長の伊波洋一でございます。

衆議院外務委員会に付されている第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転実施に関する日本政府とアメリカ合衆国との間の協定の締結についての承認の審議において、日米政府間の長年の懸案事項となってきた米海兵隊普天間航空基地に関して、宜野湾市長として意見を述べる機会を与えていただき、河野太郎委員長並びに各委員の皆様へ感謝申し上げます。

さて、米海兵隊普天間航空基地については、一九九五年に設置された沖縄に関する特別行動委員会、S A C Oの課題とされ、一九九六年十二月二日のS A C O最終報告で、ヘリ部隊が駐留する代替施設の建設を条件に、五年ないし七年以内の全面返還が合意された経緯があります。その全面返還合意から十三年がたち過ぎるわけですが、依然として普天間基地は存在し、住宅地上空を米軍機が巡回飛行訓練を繰り返しています。

二〇〇四年八月十三日には、C H53D型米海兵隊大型ヘリコプターが市内の沖縄国際大学本館に墜落、炎上する大惨事が起き、大学本館が使用不能になったほか、周辺民家二十九戸、車両三十三台を損傷し、地域住民には心的外傷後ストレス障害、PTSDを発症する方もありました。多くの物的被害の中で、学生や大学職員、市民に直接的な身体被害が起きなかったことは奇跡的なことでありました。

日常的に市内住宅地上空での旋回飛行を繰り返している米軍ヘリや米軍機がある限り、二〇〇四年八月のような墜落事故はいつでも起こり得ることであり、二度と起こさないためには、一日も早く普天間飛行場での飛行訓練や部隊運用を停止することが必要です。

私は、二〇〇三年以来これまで、宜野湾市長として、日米両政府に対して、普天間飛行場の危険性除去の緊急性を訴え、これまでに三回の訪米要請行動を含めて日米両政府関係機関に九十回を超える要請行動を取り組んでまいりました。あわせて実施してきた米軍航空基地の安全基準についての調査などを通して明らかになったことを含めて、以下に、今回の米軍再編の流れの中で不透明になっている事柄などについて意見を述べたいと思います。

まず、普天間飛行場では、滑走路の両端前方で一切の障害物を除去するために設置すべきクリアゾーンが民間地区に大きく張り出して設けられ、その一番危険なクリアゾーン内に市立小中学校や児童園、地域公民館、保育所などと約八百戸の住宅があり、合わせて三千六百名の市民が居住していることです。このことは、宜野湾市が二〇〇七年末に明らかにするまで隠れてきました。明らかに米軍基準に違反しており、国として直ちに運用停止を求めるべきです。

私は、このような見逃しではならぬ危険性が放置されて運用している普天間飛行場を一日も早く閉鎖させ、早期返還させるために、米軍再編の流れの中で、海兵隊を沖縄から撤退させ、海兵航空部隊の米本土やハワイ、グアムなどへの分散移転を実現するよう、強く(両国に求めてまいりました。

米軍再編の日米協議で二〇〇六年五月に合意された約八千人の海兵隊員とその家族九千人の沖縄からグアムへの移転については、宜野湾市民の普天間飛行場の基地負担の解消と嘉手納以南の返還による沖縄の基地負担軽減に結びつくものと期待していましたが、今回の委員会での政府の答弁を聞いておりますと、国としての沖縄の基地負担の軽減への熟慮や普天間飛行場の危険性の除去への熟慮を感じる事ができません。

この協定の提案説明として、中曽根外務大臣からは、第三海兵機動展開部隊の要員八千名と家族九千名の沖縄からグアムへの移転実施を確実なものとし、沖縄県の負担軽減に資するものと考えられますと説明されております。私は、この沖縄県の負担の軽減について、資するものと考えられると見せず、委員会議論を通して、ぜひ明確に沖縄の負担軽減につながるものとしていただきたいのです。同時に、普天間飛行場の一日も早い危険性除去につながるものにしていただきたいと思います。

三年前の二〇〇六年の一月一日に2プラス2協議で合意した再編実施のための日米ロードマップにおいて、約八千名の第三海兵機動展開部隊の要員とその家族九千名は、部隊の一体性を維持するような形で二〇一四年までに沖縄からグアムへ移転するとし、日本は、これらの兵力の移転が早期に実現されることへの沖縄住民の強い希望を認識しつつ、これらの兵力の移転が可能となるよう、グアムにおける施設及びインフラ整備のため、二十八億ドルの直接的な財政支援を含め、六十九億ドルを提供するとしました。

同時に、沖縄に残る施設・区域が統合され、嘉手納以南の相当規模の土地の返還が可能になるとされ、さらに、双方は、二〇〇七年三月までに、統合のための詳細な計画を作成するとしました。そして、嘉手納以南のキャンプ桑江、普天間飛行場、牧港補給基地、那覇湾港施設、陸軍貯油施設第一桑江タンク・ファームの五施設を全面返還し、キャンプ瑞慶覧については部分返還と可能な限りの統合としました。さらに、S A C O合意による移設・返還計画について再評価が必要となる可能性を示しました。

米側のよく言うパッケージ論について、ただいま述べた詳細な返還計画の作成もまたパッケージの構成要素であるはずですが、二年前の二〇〇七年三月までに作成されるはずだった嘉手納以南の統合のための詳細な計画は、いまだ作成されておられません。そのために、宜野湾市では、S A C O最終報告で二〇〇八年三月までの返還が合意されたキャンプ瑞慶覧の普天間ハワジングエリア五十五ヘクタールの返還跡地利用の作業が二〇〇六年以来凍結されているのです。





それでは、まず、時間がありませんので、軍事的側面の方からちょっとお尋ねをしたいと思いますが、西原参考人へまずお伺します。

グアム島というのは、沖縄から南東に約二千四百キロ離れているわけですね。在沖海兵隊がいわば二分されて、約半分が遠距離の地点にセットバックする形になるわけでございます。先ほどのお話だと、米側にとって反撃能力というのが対応能力にはマイナスの部分、悪い影響はないですよというお話でございましたけれども、だったら全部グアムに引き揚げてもらったらいじやないかという話にもなるかもしれないですね、そういう話だけをおっしゃれば、

ですから、米側にとって好都合だとしても、我が国の安全保障にとって抑止力の低下という不安は本当にならないのかがどうか、もう一度、ちょっと参考人の御意見を、御所見を伺いたいと思います。

**西原参考人**　今の御質問ですけれども、全部沖縄から海兵隊をグアムに移すということになれば、それだけ日本の抑止力は減るだろうと思いますね。

現在、アメリカが沖縄から海兵隊の一部撤退させてもいいと考えているのは、例えば朝鮮半島におきまして、これまでは、朝鮮半島の三十八度線を境にする緊張から、大きなことが起きた場合にはこれらに対する対応が必要だというふうに考えてきたと思うんですけども、現在は、韓国の軍隊も相当に強くなっておりましし、それに引きかえまして北朝鮮の部隊はむしろ弱くなっている。補給その他から見ても随分弱くなっている。そういう面では、沖縄に今までほどの規模のものを置いておく必要はないと考えたと思うんです。それに反しまして、むしろグアムに多くの部隊を置くことによってより大きな展開ができるというふうに考えていると思います。

**小野(次)委員**　ありがとうございます。

森本参考人に伺いますが、在沖と在グアムの海兵部隊相互間で緊急介入能力あるいは統一的な対応能力を維持、補充するために、どのような施設や機能が必要だとお考えか、もし御所見があれば伺いたいと思います。

**森本参考人**　今、西原参考人の御説明があったように、今回のグアムの移転というのは、実動部隊といいますが、実際に海兵隊としての戦闘部隊は沖縄に置いたまま、司令部の機能にかかわる要員だけをグアムに移すわけです。

その際、グアムに移すためには、もちろん、その司令部の要員に必要な基本的なインフラ及び、司令部を別の場所に動かすということになると、指揮通信上の機能も移さないといけないので、したがって、細かいアメリカのマスタープランは必ずしも私は個人として承知していませんが、恐らく、遠方で部隊を指揮するために必要な一切の指揮通信能力、それに係るインフラ、これがグアムの中にできないと部隊を遠方からコントロールすることができない、このように考えるのが自然なのではないかというふうに考えます。

**小野(次)委員**　ありがとうございます。

今の問いと関連してまた森本参考人にお伺いしたいんですけれども、協定の内容は実行されたとしても、定数ベースでいって約一万の海兵隊が沖縄に残留するわけですね。その方たちの移動手段というのはどうするのかなという疑問があります。この残留する方の米海兵隊というのは、キャンプ・ジュブなどを中心に残る形になると思うんです。

一方で、これから聞いていきます普天間の代替施設の問題もございます。定数ベースで一萬の米海兵隊を沖縄に残留するとして、部隊が駐留するという問題と普天間の代替施設、飛行場というのは切り離して、残るのはいいけれども飛行場は沖縄になくてもいいというふうな形で海兵隊の機能というのは維持できるものかどうか、そこについてもし御所見があればお伺いしたいと思います。

**森本参考人**　いわゆる沖縄の3MEFという部隊は、冒頭申し上げたとおり、部隊として戦力を発揮するのは、訓練を行うこと以外に、実任務は第七艦隊機動部隊の一角を占めるという形で部隊運用されるわけです。その際の移動は、原則としては、佐世保にある揚陸艦を沖縄に動かして、それに海兵連隊の兵員とそれからヘリの部隊を搭載し、任務について、戻ってきたらまたその部隊に戻ることに戻るといって移動の仕方をします。

他方、ヘリを運用するときに、実任務は別として、訓練を行う際、ヘリコプターに対する給油機というのが必要で、この給油に必要ないわゆるヘリコプター用の給油機そのものを日本の国内に移転する場合は、明らかに余り遠方に動かすこともできず、したがって、今のところは九州及び岩国に部隊として移転させる。それは、常に、ヘリコプターが訓練をするときに、ヘリの部隊に近づいて給油をして、また基地に戻るという運用をするわけです。

すなわち、海兵隊全体の運用の仕方というのは、訓練を沖縄周辺で行う以外に、実際に任務になるときは、フォースプロバイダーとして戦力を第七艦隊機動部隊、つまりタスクフォースに出して、その部隊は、今申し上げたように揚陸艦の中いわゆる地上の兵員とヘリの部隊を出して、それの一部の後方支援部隊と一緒に出して、部隊として任務を遂行し、戻ってきたらまたもとの部隊に戻る。そのような運用の仕方になっているわけです。

実際のところ、冷戦前と冷戦後と少し様子が違うのは、このフォースプロバイダーのやり方が、以前は部隊そのものが戦闘隊員として活動していたのですが、今はフォースプロバイダーとフォースユーザーというものが割合はっきりと区分されている。ここが部隊運用の違いであるというふうに理解しております。

**小野(次)委員**　今いろいろ伺いましたけれども、要するに、沖縄に引き続き駐留される米海兵隊の機動力を維持するためには、場所はともかく、近距離のところにそういった移動手段を提供できる施設の問題が切り離せない状態としてあるんだということを認識いたしました。

次に、地元の沖縄県民の意識というか御意向について伺いたいと思います。

伊波参考人にお伺いしますけれども、この在沖海兵隊、定数ベースで八千の減少、グアム移転ということですから、半分強が残る。逆に言えば、約半数がグアムに出ていくということですけども、その約半数がグアムに転出していくということについて、地元ではどのように、好感を持って受けとられているんでしょうか、それとも、全部出ていってくれるんじゃないけれど、半分残るのはかえって受け入れられないという形なのか、その辺、ざっくりぼろんに、忌憚のない地元の反応というのを伺いたいと思います。

**伊波参考人**　グアムへの八千名の部隊の移転、そして家族九千名の移転について、私は、その資料にも載せてございますけれども、沖縄の今の実員数はおよそ一万二千人から三千人だと理解しております。そして、家族は八千名前後である。そうしますと、八千名の家族から九千名移るとなりますと、みんな家族はいなくなるというふうに普通に考えるのが我々の理解なんですけれども、一万二千人、一万三千人から八千人が移れば四、五千人が残るというのが普通の理解だと思いますので、それだけの負担の軽減が行われ得るというふうに私は理解をしております。

そして、先ほど申し上げましたように、現実には、米太平洋軍が公表しておりますグアム統合軍事計画書等には細かい数字が入っております。これまで別の参考人が述べているような司令部だけの移転では決してなくて、実動部隊がまず行くのであるということだろう、このように思います。ですから、合意においても、一体的に移る、このように書いております。

グアムだけの議論になりますけれども、実は、北マリアナ連邦共和国のテニアン島の半分が、要するに、米国政府がこれを借りまして、ここに大きな演習場が建設されるという計画が進行しております。そういう意味で、アプラ港には、当然のように佐世保の部隊がそこに着岸をして、そこで戦闘部隊を乗せていくということが構想されております。これは、先ほど申し上げましたように、昨年九月十五日の米連邦議会に対する海軍長官からの報告書の中にも、具体的に部隊名が表現されております。

ですから、この全体的な、本当の意味での部隊の移動に対する認識自体がないままに米軍再編合意が、協定などが結ばれていくことに対して、大変な懸念を私は持っております。先ほど申し上げましたように、本来ならば、二〇〇七年三月末までには、沖縄からどの部隊が移るのかということが明確に示されて、そして嘉手納以南マスタープランというのが日米両政府の中で示されるべきであるというのが合意の中に入っておりますので、私としましては、八千名並びに家族九千名というものが実数として沖縄から移れば大きな負担軽減になる、このように感じております。

**小野(次)委員**　ありがとうございます。

また伊波参考人にお伺いしますけれども、これと関連しますが、今回の協定の中で、これとワンパッケージになっている問題として、嘉手納以南の米軍施設用地は大変利用価値が高い、私どもから聞いた話ですけれども、観光資源にもなるんじゃないかというところが含まれているようでございます。それらが日本側に返還されるということについて、地元では希望しているというような認識でよろしいんでしょうか、その辺の感触をお伺いしたいと思います。

**伊波参考人**　普天間飛行場については、九六年に全面返還が合意されて以来、市としても、この跡利用に細かく取り組んでまいりました。

具体的に、基本方針も含めて、今、具体的な基本計画の策定に向けて、個別行動計画をつくって、県とともにやっているところでございます。しかし、やはり返還のめどが立たないとそれが実現できませんので、そういう意味では、より早く返還のめどを立ててもらうことが本当の意味での跡利用に結びつく、このように理解をしております。

そういう意味で、普天間飛行場の返還というのは沖縄県全体の振興に結びつく、この意味で私たちは計画をつくっておりまして、それは確実にそうなるだろう、このように期待をしております。

**小野(次)委員**　今、二つお尋ねしました。いずれにしても、実際の数としての、表明されているだけの海兵隊の存在、プレゼンスというのがグアムへ出ていくということで、軽減に早つく方がいいということであり、また、タイムスケジュールも含めて、具体的にそういうプロセスが確実なものになっていくに従って地元としては具体的な利用のプランが立てられるということで、着実に進めていってほしいというのが恐らく地元の反応なんだろうと思います。

もう一つ、地元の印象について、意向についてお伺いしたいと思います。

これはやはり伊波参考人にお伺いした方がいいのかなと思いますが、この委員会でも、普天間飛行場の代替施設を県内に移設するという両国政府案については、沖縄中心に異論が多いんだということが議論されているわけでございます。

確かに、私も、関係者間のコンセンサスというのは最後までつくり上げるべきだと思うし、そのことは大変重要だと思うんですけれども、一方で、本協定案というのはワンパッケージになっている、そういう組み立てになっているということも事実でありまして、その状況というのは、もともとをたどれば、SACOの合意からすれば十三年たっているにもかかわらず、こういう状態になっている。このコンセンサスが、政府レベルの両当事者もありますし、また、地元の方々、関係者間のコンセンサスのめどというのが立っていないわけでございますね。

普天間からの移転は、緊急だというふうに先ほど伊波参考人もおっしゃいましたけれども、実際、市民感情として、十数年たつてめどが立っていないということについて、待たなしの悲願なのか、それとも、時間をゆっくりにかけてですすべての当事者のコンセンサスをつくるべきだというような認識なのか、地元の率直な感触というのはどちらなんでしょうか。

**伊波参考人**　普天間飛行場の危険性については、先ほど申し上げましたように、小学校が本当に基地のすぐそばにありまして、すぐ横を毎日のようにジェット戦闘機や空中給油機が飛行しているわけです。また、ヘリコプターは住宅地上空を毎日のように深夜まで飛行しております。

そういう意味では、これは待たなしの撤去が求められている、こういうふうに私たちは理解しております。その部分、この間、宜野湾市としては、大変困難な県内移設によることなく、部隊をまず移すべきである、こういうことを要請してきたわけでございます。

**小野(次)委員**　時間もだんだんなくなってきましたので、西原参考人にお伺いしたいと思います。

今回の協定では、普天間の代替施設の県内移設と海兵隊のグアム移転、さらには嘉手納以南の米軍施設用地が何カ所か返還される、貴重な、利用価値の高いものだそうですけども、返還されるということもワンパッケージの仕組みになっているということが一番特徴的なことだと思うんです。

では、我々の頭を一たん真っ白にして、リセットして、このワンパッケージをなしにして、海兵隊も出ていってくれ、飛行場の完全海外移転も求めるということで、これからオバマ政権との間で再交渉するという選択肢は、外交上、実際あり得るのか、どういう御所見をお持ちか、お伺いしたいと思います。

**西原参考人**　再交渉の可能性は私はないと思いますし、再交渉をもし日本側が要求するならば、日米間の信頼関係は損なわれると思いますね。これはもともとは、御指摘のように、一九九六年に話し合って、それから二〇〇六年の2プラス2でも合意されロードマップができという過程を経て、これから、いや、実はこれはおかしいんだという交渉というのは、私は日本の政府の信義にかかわる問題になってくると思います。

**小野(次)委員**　ありがとうございます。

政権がブッシュ政権からオバマ政権にかわったということで、私どもも変えなきゃいけないところは見方を変えなきゃいけない面もあると思いますが、これだけの経緯を持って進めてきた外交交渉の中で提示されている協定案ということで、それだけの重みがあるとこのことをおっしゃったんだろうと私は受けとめます。

いずれにいたしましても、この問題は、十数年というか、ずっと沖縄の戦後に関係する問題、奥の深い問題でありますけれども、一方で、日本の安全保障を維持するために日米関係を強化しながら、抑止力を維持しながら、沖縄を初めとする日本国民の米軍駐留による負担の軽減という、難しい二つの要件を何とか果たしていきなきゃいけない、その一つの部分を扱っているのがこの協定案でございます。

きょうは、参考人の方々には、貴重な意見をどうもありがとうございます。私を含め、また委員、同僚議員ともども、さらに議論を深めてまいりたいと思うところでございます。きょうはどうもありがとうございます。

**河野委員長**　次に、近藤昭一君。

**近藤(昭)委員**　民主党の近藤昭一でございます。









これは、先ほど私が申し上げたように、沖縄の実態は軍事植民地であるというふうに見える次第です。そのようなことについて、私は、日本政府は沖縄県民に対して明確に説明責任を果たすべきであり、国と国の信義もございませうけれども、国と沖縄県民の信義をぜひ重んじていただきたいと思います。

**赤嶺委員** 先ほどから、八千人のグアム移転、九千人の家族のグアム移転が実現すれば沖縄の負担の軽減になるというお話が繰り返されておりますが、日本政府は、特段、安保条約に兵力構成の上限を求めていない、日本の安全保障、安保条約の目的達成のためであれば、軍の移動は可能であるし、駐留は可能である。こういう梅本北米局長のせんだっての答弁について、これはむしろ森本先生や西原先生の方も詳しいと思いますので、それらの考え方について先生方の御意見がいただけたらと思います。森本先生からよろしくお願いします。

**森本参考人** 米国がグローバルに展開している軍隊のありようは、基本的にはアメリカの国防戦略、アジア太平洋においては米国のアジア太平洋戦略の一環の中で考慮され、策定されるものだと考えます。

さらに、それだけではなく、在日米軍については、在日米軍がそもそも収容できる能力、それは施設の能力だけではなく、政治的に、あるいは地域社会との関係においてどのような部隊を収容できるのかという、つまり戦略的、軍事的必要性と、それから受け入れ可能性、その二つを勘案して日本側と協議して部隊が決まっているんだらうと思います。

したがって、日本の安全だけではなく、安保条約は、極東の平和と安全のために合衆国軍隊が日本の施設・区域を使用して活動できることになっているわけでありますので、日本の安全保障、日本の防衛だけではなく、この地域全体の安全のために、米国は必要と考える部隊をその状況の変化に応じて駐留させるといのは、軍隊のありようとしては当然のことではないか、かように私は考えています。

**西原参考人** 今森本参考人が御指摘された点、私も賛成です。

もう一つもつけ加えることがあるとするならば、安保条約が一九六〇年に改定され、新しい改定安保条約ができましたときに、両国間で主要な部隊あるいは意味の変わる主要な兵器その他を持ち込む場合には協議が必要だという了解があったと思いますが、今赤嶺議員がおっしゃったような部隊の数に関しては協議の対象にならないというふうに了解しております。

**赤嶺委員** 沖縄県民は兵力構成における兵員の削減というようなことを求めてきたわけですが、グアム協定の根幹にある日米同盟、日米安保条約というのは結局米軍次第の運用になっていくというものを私も非常に疑問に思っております。

県民の負担の軽減になるからということでグアムの移転費用を日本政府も負担するわけですが、当然、グアム協定の中には、アメリカ政府もそれらの負担をするということになっています。

それで、これは森本先生にお伺いしたいんですけども、今回のグアム移転協定はアメリカにおいては行政協定扱いであり、議会の承認は必要としないというぐあいに向っています。アメリカでは、先ほど伊波市長が触れられておりましたが、行政府に予算提出権はなく、予算を構成する法案の作成と提出は議会自身が行うということになっておりますが、もともと、アメリカ議会は海兵隊のグアム移転に否定的だったと伝えられました。また、百年に一度と言われる現下の経済状況、その発信源はアメリカであります。F22ステルス戦闘機の問題にもそれはあらわれているのかなと思いましたが、今回の協定によってアメリカによる予算措置を担保できるのでしょうか。森本先生、よろしくお願いたします。

**森本参考人** 少なくとも、沖縄にある海兵隊の部隊並びにその家族をグアム基地に移転することに係る経費のうち米国が負担する部分というのは、先生御指摘のとおりあるわけであります。

それは、我が方が負担するのには必ずしも適切と考えられない部分、すなわち、合衆国軍隊がまさに必要とされるインフラの整備あるいは移転する部隊ではないその他の部隊に必要な経費を、米国がいわゆる軍事建設予算、ミリタリー・コンストラクション・プログラムの中で国防省が議会で提出をし、それが米国によって認められて予算がつくということに仕組みとしてなっているわけで、今回私が承知する限り、グアム移転経費は、この協定が皆様方に御承認になった後、国会で予算が承認され、日本は日本として予算措置がとられるわけですが、米国も軍事予算が別途とられて予算が執行されると考えます。

その際、それは安定的に予算が担保できるのかということについては、アメリカも長期にわたる軍事建設計画の中で会計年度ごとの予算が決められて、今回も、グアムの移転経費については、米国は米国として、アメリカ議会にしかるべき予算が計上されると考えております。

一方、部隊が動いてしまいますと、動いてしまった部隊の兵員の、いわゆる家族住宅費といいますが、住宅経費そのものは、国防省から規定に従って支払われ、それが日本側が負担する真水でない部分については適切に返還されるものと考えておりますので、日本から見るとアメリカは非常に国防予算が厳しい状態ではありますけれども、グアムが置かれている戦略的重要性にかんがみ、アメリカの予算措置が今後とも十分に充当されるということについては我が方は特段の心配をする必要はない、このように考えてよいのではないかと思います。

以上でございます。

**赤嶺委員** 引き続き森本先生にお尋ねしたいのですが、ふだんから森本先生がおっしゃっている日米ガイドライン以降のいわば計画検討作業にかかわっての質問なんですけど、最近、沖縄では、米軍による民間空港と民間港湾の使用が非常に目立ってきています。二〇〇七年には与那国港へ、最近も石垣港へ、地元自治体が反対する中、米軍の掃海艦が初めて入港いたしました。

米軍再編の計画の中には、日米ガイドライン以来の周辺事態や武力攻撃事態に際しての計画検討作業の拡大が盛り込まれているわけですが、こうした最近の民間空港、港湾の使用と計画検討作業との関係について、先生はどのようにごらんになっていますか。

**森本参考人** 私の理解が間違っているかもしれませんが、日米で締約をしている日米地位協定の本来の趣旨は、我が国にある施設は合衆国軍隊がいかなる場合にも使用できる、これは恒常的という意味ではありませんで、使用できるという権利をアメリカ側が留保しているものと私は理解しています。

もちろん、ある民間空港あるいは民間の港湾を合衆国軍隊が使用する場合、必要な手続に従って使用の許可をとるということは当然でありますけれども、日米地位協定に基づく合同委員会で提供されている施設・区域以外は使えないということではないと思います。

それが頻度が高まっているかどうか、私はつまづらかにしません、時々報道にそのような事例が載ることは承知しておりますけれども、それは多分、沖縄だけではなく、アメリカが北東アジアでいろいろな活動をするときに、例えば、最近では、日本海の中にアメリカ海軍のイージス艦等が入ってくるときに、民間の港湾に寄港したりするという頻度が多くなっていることは確かであると思います。そのことが、今先生御指摘のように、ガイドラインに基づく日米のいろいろなこれからの約束事と直接かかわりがあるというふうには私は理解しておりません。

以上でございます。

**赤嶺委員** 西原先生にお伺いします。

現在、沖縄では、米軍だけではなく、自衛隊の強化も進んでおります。米軍再編計画に基づいて、キャンプ・ハンセンでの共同使用も開始をされました。ことしに入って、航空自衛隊那覇基地では、F4戦闘機との入れかえてF15戦闘機が配備されました。来年度は、陸上自衛隊の旅団改編、航空自衛隊の与座岳分屯基地へのミサイル防衛関連のレーダー配備も予定されております。

こうした一連の自衛隊の沖縄における態勢強化は、防衛省・自衛隊のどういう方針に基づくものか、また、強化のこうした傾向は今後も続くか見ておられますか、いかがでしょうか。

**西原参考人** 今後も続くとは私は思っております。

御承知のとおり、冷戦後は、朝鮮半島における緊張というのは昔の冷戦時代のものではなくなりましたけれども、最近の北朝鮮のテポドン2の発射及びその失敗もありましたけれども、そうした事例にもありますように、ほかの形で緊張は、私は緊張の種は大きくなっていると思います。

それから、尖閣諸島に対する中国側の領土権主張も以前より強くなっております。中国の海軍の力も増強されております。潜水艦及び駆逐艦も増強されておりますし、将来は空母も検討するんだということを言っております。

こうした事態を考えますと、不慮の事態に対して、西日本側、日本の西部の海域における緊張は将来大きくなる考えざるを得ません。そういう面で、限られた自衛隊の力を適切に配分するというのであれば、東あるいは北の方に置よりも西の方に置いた方がいいというふうに考えるのは当然だというふうには私は思っております。

もう一つは、沖縄にあります自衛隊の基地は民間と一緒になっていて、御承知のとおり、極めて使いにくい施設になっております。そういう面を少しずつでも改善することによって、自衛隊がより効率、効果のよい作戦準備をすることは重要だというふうには思います。

以上です。

**赤嶺委員** 私、今の質疑を通じて、自衛隊は強化される道筋ははっきりしているけれども、米軍削減の道筋というのはなかなかあまいで、はっきりしていることは、日米安保条約の目的達成のために沖縄を使い続ける兵力構成は、それは米軍の勝手次第ということにはないかと非常に不安に思っております。

地位協定五条に基づく米軍艦船の入港は、権利ではなくて、当然、港湾管理者の合意によるものでなければいけない。実は、神戸の非核宣言のときには中曽根総理大臣はそう言っているんですよ。当該首長の意見を尊重すべきだという国会答弁もあった次第なんです。

そういう点で、今回のグアム協定は、その根幹にあるのが変えられない限り本当に県民が納得するものにはならないんじゃないかというような私自身の意見もつけ加えまして、質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

**河野委員長** 次に、辻元清美君。

**辻元委員** 社会民主党の辻元清美です。

きょうは、参考人の皆様、お時間を割いていただきまして、貴重な御意見をありがとうございます。

それでは、四名の皆様は御質問をさせていただきます。

まず、森本参考人にお伺いしたいんですけども、先ほど、冷戦構造下からグアムの位置づけがアメリカの戦略的に変わってきたというようなお話がありました。基地そのものも老朽化しているし、それから新しいインフラを整備しよう、そのように変わってきたのはいつごろからなのでしょう。

**森本参考人** グアムの戦略的重要性が高まったのは冷戦後になってからだとします。しかし、グアムの基地の機能を強化するという決定を米国が行ったのはいつのことであるのかということを確認していません。

他方、グアムの基地を見る限り、中を見て、冷戦時代に見たときの印象と見比べて感じることは、少なくとも、中国の海空軍が冷戦後に東シナ海、南シナ海に進出してくるようになり、アメリカ側が、太平洋、西太平洋による米軍のプレゼンスの中で、ディエゴガルシアまでの間に至る一番西側の重要な拠点としての基地機能を持っているということもアメリカが認識し、しかも東シナ海の中で中国海軍が出てき、アメリカがフィリピンのクラーク航空基地、スービックベイの海軍基地から引いてしまった後、グアムというのが西太平洋の中で大変大きな意味合いを持つようになってから、恐らくアメリカ側がグアムという基地を再評価し、これを新たな戦略的な拠点として、いわゆる主要基地機能というんでしょうか、メーン・ベース・オブジェクトブといいますが、という機能に格上げしようとしたのは、米軍が米軍再編というプロセスを通じて行ってきたものであり、これはこの数年のことではないのかなというふうに理解しております。

**辻元委員** 今アメリカは戦略的に格上げをしていく中で、この海兵隊の取り扱いなんですけど、ですから、沖縄の負担の軽減と言いつつ、実はアメリカが戦略的にグアムを強化していく、海兵隊の基地もつくりたいというアメリカの意図があって、それに対してこの沖縄から八千人を移すんだ、だから日本にも財政的負担をという、これは沖縄の中でも、実はアメリカはグアムをもっと最新鋭の基地機能を持つ島にしたという意図があって、ですから、後から、八千人が帰ることが沖縄の負担軽減になるんだというのがついてきたんじゃないかという意見も根拠あるわけですね。私もそこところは不信感を持っているわけです。

そこで、西原参考人と桜井参考人に同じ質問をお聞きしたいと思うんですが、そこで次に出てきたのがパッケージ論なんですけど、そうすると、沖縄の負担をいち早く軽減したいという意図が先んじるならば、八千人はさっさとお帰りになってもいいわけですね、八千人は帰る、だから日本は上限二十八億ドルまでの負担をしてくださいということを、まず実行することもできるわけです。しかし、本協定を見ますと、辺野古地区に新しい基地をつくらないと八千人は帰ってあげませんよというふうになっているわけですね。いわゆるパッケージ論なんです。

ですから、最初に、グアムの基地機能もアメリカは強化したかったという意図、これはあったと思いますよ、事実として、負担の軽減を重視するならば、辺野古地区の新基地建設と、八千人が負担の軽減のために、それも日本から予算も支出して出ていくことと、別にばらばらに実行してもいいわけです。どなたに質問しても、辺野古地区に新しい基地をつくらないとグアムに八千人帰れない合理的な理由は私は理解することができないわけです。



**櫻井参考人**
まず最初に、御指摘の沖縄県の自然環境の保全に関する指針で、辺野古沿岸地域は評価ランク1、厳正な保護を図る区域に分類されているわけですが、これは、沖縄県では特別な保護の必要がある地域という形になっております。

先ほど私が意見で述べさせていただきましたように、沖縄では、比率ですけれども、全国一の埋立県でございまして、自然海岸がどんどん消失しております。沖縄は、もちろん基地関連の収入もあるわけですが、今一番大きな収入は観光でございます。観光はすばらしい海があってこそでございまして、自然海岸がどんどんなくなっている中で、残された貴重な海がこの辺野古の海なわけです。それが評価ランク1ということでございます。これを埋めてしまうということは、この第一級の自然そのものが消滅するということですので、それに対して、絶対的な評価がこのアセスでなされるのかどなのかが問われるわけですけれども、そのような形では行われていないと私は考えます。

先ほどタッチ・アンド・ゴーのお話がありましたけれども、現在、五千四百ページの準備書が出されております。私、五千四百ページ、見ました。このタッチ・アンド・ゴーについては全く触れておりません、騒音の予測の際に、V字形の滑走路をどのように飛ばが、飛行経路が書いてありますが、タッチ・アンド・ゴーについては全く触れられておりません。

それどころか、このアセスの経緯を見ますと、方法書、つまり、これから調査をするという段階で既に、この辺野古の基地つくれば、騒音のコンター、コンターといいますが、騒音のレベルを等高線のような形で書いてあるものが、これが方法書の段階、つまり調査をする前の段階で既にその絵が出ております。もうできレースなんですネ。結果がコンサルタントでは書かれている。こんなアセスを私は今まで見たことありません。これは全くの醜態だと思いますネ。それがあります。

それから、ジュゴン訴訟のお話がありましたけれども、このジュゴン訴訟はアメリカの国家歴史保存法に基づいて行われているわけですが、これは、アメリカという国家が行う行為が、たとえ海外であっても、それが天然記念物に影響する場合にはアメリカはそれを、テーク・インツー・アカウント、考慮に入れなければならないということになっております。この法律に基づきましてサンフランシスコ連邦地裁で争われているわけですが、これに対して出された判決は、米国防総省は、辺野古の基地を日本政府がつり、それを使うのは米政府なわけですから、米軍なわけですから、それをつくり、使うことが、既に絶滅の危機に瀕している沖縄のジュゴンにどんな影響を与えるのか、そのことをきちんと評価した上で基地をつくる、あるいは使うということを求められているわけです。

この基地をつくるのがジュゴンの絶滅を加速するということがわかって、だからやめなさいということはこの法律は求めておりません。この法律が求めているのは、基地をつくったり、使用したりする前に、それがどのような影響を及ぼすかをきちんと評価しなさい、評価して、それを考慮に入れて、これは英語ではテーク・インツー・アカウントになっています、考慮に入れてやりなさいと言っているわけですね。考慮に入れて、基地を使うこともあり得るわけです。

しかし、きちんと評価したかという作業については、米国防総省は裁判所に対して、この評価の作業は日本政府がやるアセスである、こう言っているわけです。このアセスが連邦地裁の評価にたえ得るか、つまり、連邦地裁がきちんと、米国防総省にかわって日本のアセスがやったと言えるかどうか、ここが問題なわけです。

しかし、先ほども私が申し上げましたけれども、ジュゴンを追い出すような調査方法をとっていること、それから、沖縄の東海岸沿岸ではジュゴンが観察されておりますけれども、ということは、辺野古の沖も含めて、ジュゴンの生息には適している、あるいは適していた環境です。その環境をこの基地はなくしてしまうわけですね。それを沖縄の東海岸からなくしてしまうことが将来のジュゴンにどうい影響を与えるか。私、五千四百ページのアセス準備書を読みましたが、ジュゴンは今現在、辺野古沖にはいない、離れた嘉陽沖に住んでいる。辺野古に基地をつくっても嘉陽のジュゴンは影響しない、だから大丈夫だという結論なんです。これが私はアメリカの連邦地裁を納得させるとは思いません。

沖縄の沿岸にジュゴンの生息に適している環境がある。そのうちの一部である辺野古をなくす。そのなくすことがジュゴンの将来にどうい影響を及ぼすかということ、このアセス準備書がきちんとやっているとはとても思わないだろうと思います。つまり、アメリカの連邦地裁の判断にたえられないだろうと思います。

それと、海砂の件でございませけれども、海砂は、沖縄では、沖合で海砂をとると海岸がやせ細ることは地元の人々は皆知っております。そうしますと、台風が来ると塩害が起きます。という形で、当然のことながら、海砂を採取すれば、これは砂浜の砂がどんどん沖合に流れていくわけですから、ジュゴンがえさにする海草が全局的に大きな影響を受けるだろう。

ところが、これをアセスの対象に入れておりません。日本全国の海砂採取量の一〜四倍に相当する膨大な量の海砂をとって埋めるというわけですが、これをどうするかという、適法に採取された海砂を買うからいいんだと言っているわけです。一つ一つの小さな海砂採取は小さな環境影響しか及ぼしませんから、これは許可されるでしょう。しかし、そうやって許可されたものを次々と膨大に買っていき、それがもたらす環境影響を評価しないというアセスが、これまた私はアメリカの連邦地裁を満足させるものだとは思いません。

以上でございます。

**辻元委員** どうもありがとうございます。今後の審議に役立てていただきたいと思います。

四名の皆様、ありがとうございます。

**河野委員長** これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人各位におかれましては、お忙し中、本日は貴重な御意見を賜りまして、まことにありがとうございます。今後とも、この協定の審議を初め、外務委員会の諸審査に御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げますとともに、外務委員会を代表して厚く御礼を申し上げます。まことにありがとうございます。

さて、本日は、沖縄の皆様を初め大変大勢の方々に傍聴に来ていただいております。若干この十四委員室は傍聴席が手狭でございますので、午後の質疑は十七委員室、傍聴席が比較的大きいようでございますので、十七委員室に移って審査を進めてまいりますと思います。

午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時十一分休憩

午後一時一分開議

**河野委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前に引き続き、第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本件審査のため、本日、政府参考人として外務省大臣官房地球規模課題審議官杉山晋輔君、大臣官房審議官中島明彦君、大臣官房審議官石川和秀君、大臣官房審議官北野亮君、大臣官房参事官渡温正人君、北米局長梅本和義君、国際法局長鶴岡公二君、警察庁長官官房審議官西村泰彦君、防衛省防衛政策局長高見澤將林君、地方協力局長井上源二君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

**河野委員長** 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

御出席の政府側各位に申し上げます。審議の中では、委員の質問に真摯に正面からお答えをいただきたいと思います。論点をずらしたような答弁の場合には、再び答弁をお願いすることがございます。よろしく願いたします。

**河野委員長** 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山内康一君。

**山内委員** 自民党の山内康一です。

きょうは、まず最初に、海兵隊のグアム移転に伴うお金の話、予算の話、それも歳出削減の話について御質問したいと思います。

まず、グアムへ海兵隊が、兵員で八千人、家族で九千人という説明になっていますが、これだけ大勢の海兵隊及び家族が沖縄からいなくなれば、そのサポートというかお世話をしている基地の従業員、基地の駐留軍の労働者等の人員削減も可能になってくるはずだと思うんですね。そういった意味で、今回、グアム移転に関して、コストの部分の質疑、これまでそういうお話は多かったと思うんですが、それによって削れる部分のお金の話、削れる歳出の話についてさせていただきますと思います。

まず、質問通告の中に入っていないなかったかもしれないんですけど、政府の参考人にお尋ねしますが、これまでそういった、海兵隊と家族が日本からグアムに行くことによって削れるはずの予算、削れるはずの歳出についての計算というか推計みたいなものはやったことがありますでしょうか。

**梅本政府参考人** お答え申し上げます。

この海兵隊のグアム移転につきましては、現下の安保環境の中で、抑止力を維持しながら沖縄の負担を軽減するというためにどういことがあり得るのかという観点から検討してまいりました。

したがいまして、そういう観点から進めてまいりましたので、コストが、海兵隊の移転によって例えば駐留経費負担がこれからどうなるであろうかというようなことについて、精密な計算等というのはまだやっていないという状況でございます。

**山内委員** それでは、ぜひこれから、精密でなくともやっていたきたいと思いますし、まず、目標を設定して、これくらいはアメリカ側に対してコストを削減すべきであると日本側から申し入れていくといったことは可能になるんじゃないかと思います。

今、今年の十二月の外務省のデータによると、在日米軍の軍人が四万七千一百七十七人、家族が四万六千九百九十四人、合わせると八万七千八百一十一人の米軍の軍人と家族がいっぱいいます。それに対して、日本側の負担で雇用している駐留軍の労働者というのが二万三千五十五人ということで、この比率を見ると、大体、駐留軍の労働者一人でアメリカの軍人と家族三・八人くらいの比率になります。三・八対一ぐらいの比率になります。それを適用して、一万七千人減ると仮定すると、大体四千人以上駐留軍の労働者を減らしてもいいはずなんですネ。もちろん単純計算というのは絶対できないとは思いますが、それでも、単純に考えて四千人程度は減らしてくれと日本側から申し入れることができるんじゃないかと思います。

そして、労働者の人件費が一人当たり大体六百数十万円がかっているようですが、仮に六百万と大ざっぱに計算すると、年間二百四十億くらいは浮くかもしれないし、それから、光熱費なども考えると、日本側として、やはり二百五十億円くらいは削ってくれ、ホストネーション・サポートを一万七千人がいなくなった瞬間には削ってほしい、そういうふうに申し入れることは十分妥当だと思うんですけども、政府の御見解をお伺いします。

**中曾根閣務大臣** 在日米軍の駐留の経費の負担は、今も北朝鮮の問題で大変緊迫した状況になっておりますけれども、発覚されたということで大変この地域は不安定な状況になっておりますけれども、そういうような状況の中で、我が国にとって、安全保障にとって大変不可欠な日米安保体制、これを円滑にまた効果的に運用するために重要な役割を果たしているわけでございます。

この在沖縄海兵隊のグアム移転を初めといたします在日米軍の再編は、複数年にわたる大変大規模な事業でございませ。したがいまして、将来それが在日米軍駐留経費負担に与える影響の程度につきましては、今からどれくらいということを具体的に申し上げるといことは困難なところがございませけれども、在沖縄海兵隊のグアム移転は、借料とかあるいは駐留軍の労働者数の削減の要因の一つにはなる。そういうふうには考えているところでございます。

政府といたしましては、今後とも、大変厳しい財政事情にも十分に配慮をしながら、この日米安保体制を円滑に、そして効果的に運用するために、在日米軍の駐留経費の負担につきましても適切に対応していきたい、そういうふうに思っております。

**山内委員** やはり、ほっておいてもアメリカ側がみずからコストを削ってくれるとは思えませんので、ぜひ前日に、日本側からコスト削減に努めてもらうように常に口を酸っぱくして言い続けることが大事なんじゃないかと思います。そして、そこでお金を浮かすことができれば、そのお金で元労働者の、基地の従業員のの方の雇用対策とか地域振興にも財源を捻出していくことができると思いますので、ぜひとも、そういったコスト削減の観点も忘れずに、グアムへの移転、これから円滑に進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

おととい、衆議院外務委員会の沖縄公式視察に私も参加させていただきました。先ほどいらっしゃっていた宜野湾市の伊波市長、仲井眞知事、あるいは県会議長さんたちのお話を伺いまして、本当に、政府として、地方の自治体のサポートというか、地域の住民の皆様に対する国としての対応が不十分だったなというふうに実感いたしました。

午前中の参考人質疑においてもいろいろお話がありました。が、騒音防止協定などに関しても、アメリカ政府に対して直接宜野湾市から申し入れをやっていたりということが多々あるようであります。本当は外務省なり日本の国がやらなくてはいけない仕事を地方自治体、市長さんであったりあるいは沖縄県がやっている、こういう状況が決して望ましい状況とは思えません。ぜひとも、外務省として、もっと地方自治体に対するサポートを行って、そして地域の住民の皆さんの要望をアメリカの政府に対してつなげていく、そういう



一言で言うと、JICAみたいな独法が、小さな市民団体が集めるための寄附金まで集めてしまうのは、民業圧迫の何物でもないという言えると思います。ちっちゃなNGOでは、とてもJICAのキャパシティーとブランドにはかないません。

そういった意味で、こういったJICAによる寄附金集めを本格的にやっていくというのは私は望ましくないと思いますが、外務省の見解をお尋ねします。

**渡邊政府参考人** お答えいたします。

日本がオール・ジャパンの国際協力を官民一体となって積極的に推進していく上で、国民の皆様の御理解と御支持を得ることは極めて重要でございます。寄附を集めさせていただきますのは、国民の皆様が国際協力を身近に感じ、関心を持っていただく上でもよい活動であり、国際協力に対する支持を広げるために有意義だと考えます。

JICAに寄せられた寄附金は、JICAが運営費交付金で行う事業自体に使われるものではなく、主としてNGOなどの活動を支援するために使われることになっております。平成二十年度には、寄附金活用事業としてNGO九団体に資金が配分されたと承知しております。ODA予算が大きく減少する中、国際協力に携わるすべての人々にとって、国際協力にかかわる資金量を増大させることは極めて重要でございます。

外務省としては、これまでも資金協力や活動環境整備事業などを通じましてNGOとの連携を進めておりますけれども、JICAの寄附金活用事業等を通じましてNGOとの連携を一層促進しつつ、国際協力のすそ野を広げていきたいと考えております。

なお、JICAの寄附金の実績でございますけれども、二〇〇七年度は約八百六十万円、二〇〇八年度は約二千二百万円規模でございます。

**山内委員** JICAが寄附金を集めて、それをもう一回民間のNGOにまた配分していくということは、本当は民から民へお金が流れたいののに、間にJICAという官が入ってインターセプトしてもう一回民間に流すという非常に効率の悪いことをやっているわけでありまして、それにかかる管理費を考えると、決して割に合うやり方ではないと思います。

そもそも、NGOがまたJICAからお金を助成してもらうときに、簡単に言えば、頭を下げてJICAからお金をもらわなくてはいけない、またしても官に対する依存というか、JICAに対してますます頭が上がりなくなってしまう、そういう状況を見ると、やはりこれも官の肥大化につながっていくと言ええるのではないかとします。

例えばユニセフ協会なんか、ああいう大きな組織は、寄附金を年間大体百六十億円も集めるわけでありすけれども、それにかかる管理費とか宣伝費とかがやはり10%、普通、NGO業界の標準でいうと、寄附金を集めて管理費に二割くらいというのがいい団体の標準なんです。そういう意味では、その管理費分を考えると、JICAの非常に人件費の単価の高い職員が寄附金を集めるというのは、余り割に合いません。

大体、NGOで寄附金集めをやっているスタッフというのは、年収でいうと三百万いかないくらいの方がほとんどであります。そういう人たちが自分の年収の何倍か寄附金を集めてやっとなGOを運営しているというのが多くの団体の普通の姿であります。

それに対して、JICAの職員がJICAという大きなネットワークとブランドネームを使って寄附金を集め、そこで管理費もかかって、それをさらにもう一回NGOに戻すということであつたら、こんなことはやらない方がよるしいのかなというふうに思います。

今もう既に始まっている事業をこれからすぐやめるとは申しませんが、JICAが一生懸命寄附金を集めるということは、民間の市民団体、草の根のNGOの発展を阻む可能性があるということを認識していただいて、これ以上余り積極的に寄附金集めをやらぬようにお願い申し上げます。

政府の見解をもう一度お願いします。

**渡邊政府参考人** 国際協力に国民各層の関心を広めていくためには、多様な寄附の受け入れ窓口があることに意義があると思います。

必ずしも寄附者をJICAとNGOで奪い合うという問題ではないと認識しておりますけれども、先生御指摘のような、一部のNGOの皆さんに御指摘のような御意見があることも踏まえまして、JICAとしては、積極的な寄附の募集のPRに努めるといった行動は抑制していると承知しております。

**山内委員** 以上で質問を終わります。

**河野委員長** 次に、鈴木馨祐君。

**鈴木(馨)委員** きょうは、質問の機会をいただきましてありがとうございます。自由民主党の鈴木馨祐でございます。

中曽根大臣が就任されて、こちら外務委員会が質問させていただくのは初めての機会になります。ぜひともよろしくお願ひいたします。

まず、在沖の米軍でございますが、なぜ沖縄に米軍がないくはならないのか、本来的に言えば、一切ない方がいいわけであるのは現実であります。しかしながら、実際の国際情勢あるいは日本を取り巻く安全保障環境を考えれば、必要最小限の中でもやはりそういった展開がやむを得ず必要である、それが今の現状なんだというふうに思っております。

そういった中で、三日前の十一時半ですか、北朝鮮からミサイルの発射がされました。そういった中で、日本を取り巻く安全保障環境も非常に大きく変わつつある、そんな中だと思ひます。

まずもって、日本にとつてのリスクは何なのか、脅威は何なのか、これから短期的、中期的、長期的にやはりいろいろなリスクのことを考えていかなくは在沖米軍の適正規模というものも恐らくはわからないだろうというふうに私自身感じているところでございます。

そこで、そういった観点から、今の我が国を取り巻く安全保障環境のファクターということで、最初に北朝鮮に関する事項について質疑をさせていただきたいと思ひます。

わずか三日少々がたったわけでありすけれども、やはりいろいろと、世間的にもあるいは報道的にも、ともすると、無事に済んでよかった、そういった形の反応というものもあちこちに見られているのが今の現状です。

しかし、長い目で見て考えれば、実際にミサイルの実験は、少なくとも一段目においては成功裏に終わったわけでありまして、そういった意味では、日本に対する脅威というものはますますふえてきた、そういう評価をせざるを得ないのが今の現状だと思ひます。

そういった中で、従来から言われているところで、これが長距離の核兵器なんなりを運ぶ手段であるミサイルと、そして核の小型化、弾頭にきつりつけられるような大ききさへの小型化というものが一緒になってしまえば、東アジアそして日本を取り巻く安全環境というものは劇的に変わってしまうわけでありす。

そのことを考えれば、今我が国として恐らくはやっていけないくはならないことは、北朝鮮がこうした核の小型化というものを成功するような、例えば資金の流入であるとかあるいは技術の流入であるとか、こういったことについてきっちりとした実効性のある対策というものを国際的にとつていかなくはいけない、それが今の現状なんではないかと認認を私自身は持っております。

そこで、よく報道でもされております国連決議の二〇〇六年の一七一一、これは制裁のメニューが幾つもあつた決議でございますが、実際の程度の実効性があつたのか。

今お手元にお配りしております紙、英文で恐縮でございますけれども、この十一というところの内容は、言ってみれば、三十日以内に安保理の各加盟国が、参加国が今の制裁の実行状況について報告をしないくはいけない、そういった事項であります。そして、その下のものが、九十日ごとに今の検討状況あるいは進行状況というものをきちんと報告しないくはいけない、そういった事項だったわけでありす。

この報告内容、これは主要国だけで構わないかと思ひすけれども、一七一一において定められていた制裁のメニュー、これは数多くあると思ひすけれども、そこは実際の程度きちんと遵守をされて、実効性があつたのか、そういった観点から、この一七一一の遵守状況について、特にこの第十一項の報告を中心に、政府参考人の方から、外務省からお答えいただければと思ひます。

〔委員長退席、三原委員長代理着席〕

**石川政府参考人** お答え申し上げます。

私も承知しているところによりすれば、我が国はもちろんでございますけれども、アメリカ、カナダ、それからヨーロッパ諸国、オーストラリア、ロシアといった国々は、この千七百十八号に基づきまして、軍関連あるいは核、ミサイル、大量破壊兵器計画関連の特定品目の輸出禁止、それからいわゆる奢侈品の輸出禁止、こういった措置を既に実施しております。また、中国、韓国もこの決議に基づく措置を実施したということを表明しているところでございます。

御指摘のとおり、注文第十一で、各加盟国に対して、そのとつた措置についての報告が求められております。この規定に基づきまして、これまでのところ七十三カ国一機関、一機関はEUでございますけれども、これらが報告書を提出しているということになっております。

それからまた、第十二パラというところで、国連制裁委員会に対して、この作業とこの決議に基づく措置を強化する方法の評価それから勧告、これを九十日ごとに報告するということを求めているところでございますが、これまでこの期間内に計九回こういった報告が行われて、各国の報告書の提出状況について国連に対して報告が行われたというふうに承知をしております。

**鈴木(馨)委員** ありがとうございます。

ちょっと細かいところになりますけれども、今の中国の報告の状況についてでございますが、これは報告が既に出てきていて、それぞれのメニューについて実効的な対策がされているという報告が出てきたという認識でよろしいでしょうか。

**石川政府参考人** お答え申し上げます。

中国でございますけれども、中国は安保理決議第一七一一号に基づく義務を履行するため、関連する国内法令に基づいて具体的な措置を実施しているということを明らかにしておりますが、他方、その具体的な措置の内容につきましては、中国自身が対外的には公表していないというところでございます。

**鈴木(馨)委員** 今の御報告のとおりだと思ひます。実際、中朝の国境あるいはお金の流れを見ても、完全に、一七一一の効果は十分に上がったとは言えない状況も一部にあつたんだというふうに思ひます。実際、その後、いろいろな制裁にもかかわらず、さまざまな形の試験がされて、あるいはミサイル技術についても明確な進歩が見られた。これは、まさにその証左でもあると思ひます。

先ほど、中国について一つの例として挙げていただきましたけれども、細かい細部についての具体的なことというのはオープンにされていない、そういった状況で恐らく(効果が十分かどうか測定するというのは難しいと思ひすけれども、ある意味で中途半端などという、そういった形になってしまった理由です。今回まさに国連決議の議論をしている最中でございますので、今回同じようなことを繰り返すわけにはいかないんだというふうに思ひます。そういった意味で、こうなつてしまった理由というものをどのように分析させていただきますでしょうか。

**伊藤副大臣** お答え申し上げます。

一概に一つの理由というふうに絞つてお答えすることは困難だと思ひすけれども、今回こういった中で北朝鮮が安保理決議一七一一号に違反する行為をはつきり行つたわけでありまして、まずこのことに対して国際社会が毅然と対応することがぜひ必要だと考えております。

日本政府としては、この機会に改めて、すべての国連加盟国が安保理決議一七一一号に基づく措置を完全に実施することの重要性ということを強く訴えたいと思ひます。

そのようなことも踏まえて、我が国としては、今回の発射を受け安保理決議を採択することが望ましいという考えであり、引き続き関係国との協議にできる限り努力をしていくというところでございます。

**鈴木(馨)委員** まさにおっしゃるとおりでございます。これからどういった形をつくっていくのか、まさにそれが一番大事なんだというふうに私も思ひます。

そこで、今回の北朝鮮の事案については、関連国というところ、当然限られるわけでございますが、六カ国協議の参加国ということになるのかというふうに存じます。

そういった中で一つ、これは知られているのか余り知られていないのか、そこら辺は定かではありませんが、お手元にお配りしております資料の下の方の文書です。中朝友好協力相互援助条約、一九六一年に締結された条約でございます。以前、私も中国にお邪魔して、党の外交上のクラスの方とお話した際にも、この条約というものはやはり当然見直しなんということは考え余地もない、そういったような反応も得たところで、これはまさに今生きている条約なわけでございます。

その中で、いろいろな条件があるんですが、第三条という、下に抜粋をしたところでございますけれども、「いずれの締約国も、他方の締約国に対するいかなる同盟をも結ばず、また、他方の締約国に対するいかなるブロック、行動又は措置にも参加しない。」と、今







また、先ほど御説明を申し上げておりますけれども、在日米軍駐留経費の面におきまして、これは削減要因になってくるといふふうに考えているわけでございます。

**伊藤(涉)委員** 私は、その定員を削減するという事は負担の軽減になる、それはもちろん理解をした上で、今具体的な中身をお聞かせいただきました。

一方で、沖縄県内という意味では、名護市の辺野古沖、その周辺の方にとっては、やはり負担はふえてしまうだろうということはありますので、今環境のアセスなども行われている、本当にここは地域の方の声をよく聞きながら慎重に進めていただきたい、これもお願いをしておきたいと思います。

また一方で、基地と沖縄の、またその周辺の皆さんの生活というのは、非常に大きいかかわっていると思います。ある意味で、この基地が、例えば普天間の基地が移転することによって、その地域の経済にとってはマイナスの影響も出ようかと思います。雇用の機会の減少ということもあろうかと思います。

こうしたことへの対応も含めて、さらなる沖縄振興に対する、これは決意でも結構でございます、大臣の御所見をお伺いいたします。

**中曾根国務大臣** まず、今参考人から御説明いたしましたように、海兵隊がグアムに移転することによって、あるいは嘉手納飛行場以南の施設・区域が返還されるということによって、大変広い土地などが返還されるということで、その跡地利用を通じまして、いわゆる沖縄の経済の振興にとって大きなチャンスといえますか機会を提供するものになると思っておりますが、一方で、お話ししますように、雇用の問題というものも発生して行くわけでございます。

この米軍再編に伴う駐留軍などの労働者の方々の雇用の問題につきましては、平成十八年五月三十日付の在日米軍の兵力構成見直し等に関する協議決定、それから、平成十九年五月に成立をいたしました米軍再編特別措置法におきまして、雇用の安定確保に全力で取り組む、そういうふうにされております。そういうことを踏まえまして、関係省庁が連携して取り組んでいくことが非常に重要だと考えておるところでございますが、引き続きまして、沖縄の皆さんの声によりはり誠実に耳を傾けて、そして、再編が着実に実施していくように進めるとともに、産業の振興、それから雇用の促進、あるいは教育機関の整備などを含みます沖縄の振興、発展のためにしっかり取り組んでいきたいと思っております。

**伊藤(涉)委員** ぜひよろしくお聞かせしたいと思います。

とにかく、地域の方が最も望まれること、地域の方のニーズをよく把握してやらないと、せっかく対策を打ってもそれが地域の方に受け入れられないということもあり得ますので、その点は本当によくお話を聞いていただきたいながら進めていただきたい、こういうふうに思っています。

沖縄の治安という意味で、二つお伺いをいたします。

先ほどの機動展開部隊の移転、これは司令部要員がグアムに移転をしていく、そうすると、戦闘部の要員、戦う人の要員の割合がふえるので、規律が低下してしまうんじゃないかとか、その結果、事件や事故、こういったことの発生がふえるのではないかと、沖縄の治安において少し御心配をいただいている声を聞かれますけれども、この点についてはどう考えられているのか、また、懸念があれば、それをどう払拭されていくのか、これも政府にお伺いをいたします。

**梅本政府参考人** 米軍による事件、事故につきましては、司令部要員あるいは実動部隊の要員、そのいずれが統計的に多く起きているかといったことについては、それを分けた統計がございませんので、なかなか一概にお答えすることは難しいわけでございます。

ただ、いずれにいたしましても、だれによってということであっても、米軍による事件、事故が発生しているということとはまことに遺憾なことでございます。そういうことは許されるべきではないということでございますが、これは、例えば先般、中曾根大臣も、沖縄を訪問されたときにジルマー四軍調整官に対して、事件、事故の防止ということについて改めて直接申し入れをしたところでございます。今後とも、このような努力は、私も続けていきたいというふうに思っております。

**伊藤(涉)委員** 少し早いです、最後の質問にさせていただきます。

本協定の前文にあるとおり、「同盟関係における協力において新たな段階」、これがこの協定でもたらされると、であれば、日米両国間の安全保障上の法的取り決めも、未来のための変革を行うべきだろう、そういうふうにいる。

前の質問とも関係しますけれども、地位協定、これにはさまざまな問題があるわけでございます。これまでの多くの悲しい事件、事故、これが発生をして苦しんできたのも、やはり沖縄の県民の皆様でございます。もちろん、雇用の改善は行われてきましたけれども、どこまでも対症療法でございますので、事件等の容疑者の起訴前の引き渡し、これにしても、あくまでも米軍側の好意的な配慮、これにゆだねられているというのが現状でございます。

日米同盟協力が新たな段階に進むこのときに、今までの運用の改善として手当てされてきた部分を改めて地位協定の中に取り込むことも含めて、やはりこのタイミングで地位協定の見直しということも視野に入れて取り組んでいくべきと考えますけれども、大臣にお伺いをいたします。

**中曾根国務大臣** この日米地位協定につきましては、かねてからさまざまな意見があるということを私も承知いたしております。先ほど参考人からお話しいたしましたけれども、私も過日、沖縄を訪問いたしまして、改めて沖縄の実情というものも自分の目で確かめました。騒音の問題や、いろいろな問題があります。また、事件、事故の問題もありまして、特に事件、事故の問題につきましては、ジルマー四軍調整官にも、こういう防止について直接申し入れを行いましたけれども、こういうようないろいろな沖縄の県民の皆さんの負担というものいかになくしていくかというのは大変重要な問題だと思っております。

こういう観点から、日米地位協定につきまして、政府といたしましては、日米地位協定の見直しということではなくて、その時々の問題につきまして、運用の改善によって機敏に対処していくということは今でも行ってきたわけであります。また、それが合理的であると考えているところでございます。

実際に、刑事裁判手続や、また環境を初めとしまして、種々の分野において改善の例を積み重ねてきているところでございます。その結果、例えば刑事裁判手続につきましては、一九九五年、日米両政府は、凶悪犯罪を犯した米軍人の身柄を起訴前に日本側に移転する枠組みを設けたところでございますが、このような枠組みのもと、実際に起訴前に引き渡しが行われているのは、米軍駐留国の中では日本だけでございます。

今後とも、目に見える運用の改善というものを、そういう成果が上がるように一步一步積み上げていくということが大切であり、また、これが効果的である、そういうふうに着実に進んでいくところでございます。

**伊藤(涉)委員** ぜひ、運用の改善にとどまらず、根本的な地位協定の見直し、これはやはり我が方から言っていくなければ絶対にテーブルの上で話さないとですので、そこはぜひお願いをしたいと思います。

沖縄の負担軽減にしても、こうした治安の問題にしても、本当に、自分がその立場だったらどう考えるのか、自分の住んでいる真横に基地があったらどうなんだ、その想像力をとにかく高めながら、沖縄の県民の皆様のことを体して、負担が軽減になるからこそこの協定は断じて進めていかなければならない、そういうふうな最後に申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございます。

**河野委員長** 次に、鉢呂吉雄君。

**鉢呂委員** 民主党の鉢呂吉雄です。

四月三日に続きまして、民主党として質問をさせていただきます。

委員長に、まずお願いがございます。

河野委員長は、今回の沖縄視察におきましても大変な指導性を発揮していただいて、私も、時間のなかで審議をしております。今の沖縄米海兵隊の定員、グアムにどのくらい移転するのか等についても、大変時間を食う中でやっております。委員長には、その資料も迅速に出せという形になりました。前回の質疑、また沖縄での視察を通じまして、三つほど、委員長にぜひ、外務省に統一見解を、政府見解を出していただきたい、このような取り計らいをお願いしたいのであります。

一つは、この普天間飛行場の移設、辺野古への移設の問題で、アメリカのメア在沖総領事は、この移設ができなければ本協定違反である、というふうに言ったわけでありますが、日本の外務省のこの問の答弁は非常にあいまいです。これを明確に政府見解を示してもらおう。

それから二つ目に、私も民主党も、日本の税金を使うわけですから、この税の使い方、その透明性、非常に私も注目をしておるわけがあります。例えば、アメリカ政府は、二〇一〇会計年度の歳出法案、この関係で、アメリカの法案に予算が盛り込まれなかった場合には、これは協定違反になるかどうか、これも日本の政府見解を求めたい。

それから三つ目に、その場合には、日本も予算執行を停止するという形で協定上は問題がないかどうか、この点について文書で政府見解を求めていきたい。

三十五分しか私の質問はございませんから、まずは、毎回聞けば、外務省は、この協定についても、グアム移設の協定であって、法的な拘束力があるかないかの、あるいはしかし条件だということを言うわけであります。これは委員長に、当委員会として、日本の外務省にきちんとした文書における政府見解を求めて、お願いをしたいと思います。

**河野委員長** それではまず、辺野古への移設ができなければ協定の違反になるかどうか、私も沖縄で、メア総領事が違反になると御発言になるのを聞きました。政府としてどう考えるのか、統一見解をいただきたいと思います。

二〇一〇年の米国の歳出法案の中で、この協定に必要な米側の歳出が盛り込まれなければ協定違反になるかどうか、これについても政府の統一見解をいただきたいと思います。

その場合、日本側が、歳出をしない……(鉢呂委員「予算の執行を停止できることについて」と呼ぶ)予算の執行を停止できるかどうかについて政府側の統一見解をいただきたいと思います。

この三点につきまして、速やかに文書で御回答をいただきたいと思います。

**鉢呂委員** 委員長、大変ありがとうございます。

そこで、順番を違えますが、協定上の関係を最初にやらせていただきます。防衛副大臣北村さんよろしくお願ひ申し上げます。

前回、最終盤で、私、途中になりました。いわゆる真水と融資の関係であります。三年前のロードマップにおきまして、真水の部分については、司令部庁舎等、それから学校等の生活関連施設ということについては、そのとおりだと御確認を先般いただきました。

そこで、この資料を提出、配付をしていなかったですか。(発言する者あり)ありますが、資料の一番目を見ていただきたいんですが、これはロードマップにおける経費の内訳ということでございます。今言った二十八億ドル、「真水」「財政支出」ということで、「司令部庁舎」と書いています。そして三段目に、日本側の負担ということで、「インフラ(電力、上下水道、廃棄物処理)」、そして「融資等」と、この「融資等」、「等」というのは、これは、債務保証というものが入るということによって「融資等」でございます。そして、七、四億ドルという形でございます。

これは、北村副大臣、この形、インフラについては主にこの括弧に書いてあるような三つの項目、こういう形でロードマップ上きちんと明記されている、これだけ確認をいただきたいと思います。

**北村副大臣** お答えいたします。

在沖米海兵隊のグアム移転は、我が国政府が主体的、積極的にアメリカ側に働きかけまして、その結果、合意にこぎつけたものである。グアムに移転するに係る我が国の経費負担につきましては、日米間でぎりぎりの協議を行った結果、米国が当初主張いたしました七五％という総額に占める割合ではなくて、我が国は六十億九千万ドル、米国は残りの四十一億八千万ドルを分担することとなったわけであります。さらに、日本側負担六十億九千万ドルのうち、直接的な財政支出、いわゆる真水は二十八億ドルを上限といたしております。米側の財政支出三十一億八千万ドルを下回っております。このため、日本側の分担額は妥当であるといふふうに考えておるところであります。

以上、お答えをさせていただきます。

**鉢呂委員** 副大臣、端的に答えてください。私は、インフラの括弧の三つ、電力、上下水道、廃棄物処理、これではいいんですけどねというだけです。時間が三十五分しかありませんので、簡潔に答えてください、そのとおりかそのとおりでないか、それだけでいいです。

**北村副大臣** 日本の分担するインフラ民生活事業は、在沖米海兵隊の移転に伴う、先ほどおっしゃられるように、電力、上下水、廃棄物の基地内需要の増大に対応するための事業であります。例えば、電源や水源を開発して電力や水を供給するための事業を行うということでもあります。ということでもよろしいですか。

**鉢呂委員** それで、四枚物の私のペーパーの二枚目、これは、平成二十一年、日本が関連経費ということで、真水事業ということで合計三百四十六億、工事費、三つの地区、この三つの地区でほぼ三百億、こういう形で出てあります。いずれも基盤整備事業という

形でございます。

次のページを、三ページと明記したところを見ていただきたいと思います、アラバ地区基盤整備事業ということでございます。この中で、最初に書いてあるアラバ地区の基盤整備事業ということで、「既存の基幹ユーティリティ(電線、上下水道管等の敷設)の改修」という形が載っておるわけでございます。

若干御説明しますと、これが六・五ヘクタール、敷地造成も含んで、こういったインフラの整備を行う。このお金が下の方に出てきますが、百七十四億のうちの百四十三億円を使うという形であります。敷地造成はたったの五億円という形であります。この具体的な工事内容も、そこに1、2、3と書いてあります。

私は、ことしの平成二十一年度の予算、こういった形で、基盤整備という形でありませうけれども、先ほど言った、ロードマップのいわゆる電力、上下水道、廃棄物処理、この形からいけば、融資等で終わるべきものではないが、こういうふうに考えますが、副大臣の明快な御答弁をいただきたいと思っます。

**北村副大臣** 今般、平成二十一年度予算に計上いたしました基盤整備事業は、個々の施設整備を行う際に当然必要となってくる敷地造成、当該敷地内での電線、上下水道管、送信線等の埋設などの基幹ユーティリーの整備及び門やアクセス道路等を整備する事業でございます。真水事業として実施すべき性格の事業というふうに考えております。

**録日委員** 私は、ロードマップに基づいてこの質問をしてしており、いわゆるインフラについては、先ほど副大臣言われましたように、増設、さらにグアムの海兵隊が移転することによってふる分という形であっても、当然これは融資事業で行うべし、こういうふうには普通は考えられるわけであります。

例えば、平成十九年三月二十日の参議院の外防委員会で久間防衛大臣が、事業のスキームで、海兵隊の司令部庁舎、教場、隊舎、学校などの生活関連施設はいわゆる真水でやる、そして、家族住宅、インフラ整備は民間に仕分けた、それ以外のものについては真水にしたということで、インフラ整備そして家族住宅は、いわゆる使用料等で回収できるものとして融資でやることをききんと答弁してあるわけであります。

その他いろいろ、各大臣、この間、答弁をしてきておりますが、このように明快に、インフラについては融資事業で、真水を使わないということを書いてきております。

副大臣、もう一度、型どおりの、役所の書いた答弁ではなくて、ロードマップ、一ページの表はこういう形で明記されているんです。これは防衛省がつくて、我々に示して、この間ずっとこれで答弁してきたものであります。私は、いささか、今回の、真水でこの支出をするというのは、この当初のロードマップから全く違った形になってあるのではないが、こういうふうに思います。明快な御答弁をいただきます。

**北村副大臣** お答えいたします。

民活事業でありますインフラ事業につきましては、在沖米海兵隊移転に伴いまして、電力、上下水、廃棄物の基地内需要の増大に対応するための事業と先ほどから申し上げておりますが、例えば、電源や水源を開発して電力や水を供給するためその事業を行うということであります。

今般、平成二十一年度予算に計上した真水事業として我が国が分担する基盤事業は、敷地内における配管の埋設等の基幹ユーティリー、そういったものを行うということであります。

**録日委員** まさに基地内におけるユーティリーということ、上下水道あるいは電気関係、これは電線敷設、こういったものはまさに、例えば米軍の家族住宅であれば、電気料、上下水道料として徴収できるインフラ整備であります。まさにロードマップで、そういう形で、そういったものは民間を活用して、そして、何年になるかわからぬけれども、そういう中で、使用料として回収できるからこれは融資等事業で行う、こういうふうには明確に答えてあるわけであります。

私は、まさに、平成二十一年度の予算の支出の段階で、アメリカと協議をした中でこれがかなり変わってきたのではないかと、その証拠に、ことしの二月六日の衆議院の予算委員会、これは、共産党の赤嶺委員の質問に対して高見澤防衛政策局長がこのように答弁しています。明確に、少しはよかったところはありますが、少し長くなりますが、言います。

運用面での施設整備というのは米軍が責任を持って行うわけだが、全体的な基盤整備はできるだけ早く、集中的に行うという中で、日本のお金の使い方としてどういう方法が最もいいかということに精査した結果、アンダーセン地区について、日本として基盤整備を行うことが適切でないかという判断に至ったものであります。そういう答弁をしてあります。

まさに、これは、三年前はロードマップ上ではこういうふう、インフラは融資だと言ったにもかかわらず、今回の、ずっと、毎年度の支出でアメリカと協議する中で、行政の交渉の中で精査をした中でこのような結論に至ったという答弁ではないでしょうか。私は、これは重大だと思っんですね。

当初のロードマップで決められたことと相反する支出というのはやはり厳格に精査をして、アメリカにもきちんと対応しなければならない。だれが見たって、インフラ整備の電力、上下水道、これは融資という形になっておるじゃありませんか。どうい理由でこれが真水になるんですか。御答弁をお願いします。

**北村副大臣** お答えさせていただきます。

先ほど来申し上げてきておりますけれども、御理解いただければと思うんですが、民活事業であるというインフラの事業につきましては、在沖縄米海兵隊の移転に伴いまして、先ほど申しましたとおり、電力あるいは上下水道、廃棄物の基地内需要の増大に対応するための事業であります。例えば、電源や水源を開発したり、電力や水を供給するための事業を行うということであります。

今般、平成二十一年度予算に計上いたしました真水事業として我が国が分担する基盤整備事業、それは、敷地内における配管の埋設等の基幹ユーティリー、これでございます。その性格は異なるというものでございます。性格の異なるものでございます。

**録日委員** アラバ地区というのは漁港でありまして、これ自体が基地であります。今、そういうふう、二つに分けられたことは、ロードマップのどこに明記され、私ども立法府にどのようにこれを知らせておったか、それをお伝えください、そうであれば。

**北村副大臣** お答えいたします。

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令十一條の二から五までに規定されておる。電源の開発及び電気の供給に関する事業、そして水源の開発及び水の供給に関する事業、さらに下水の排除及び処理に関する事業、または廃棄物の収集及び処理に関する事業、これが、これまで申し上げてきたインフラ整備事業の内容ということで、一号から五号まであるうちの二号、三号、四号、五号というものであると申し上げてきたところであります。

**河野委員長** 速記をとめてください。

(速記中止)

**河野委員長** 速記を起してください。

北村防衛副大臣。

**北村副大臣** お答えいたします。

まず、真水事業というのは、基盤整備事業であり、米軍の基地内の基幹ユーティリー、これを満たすための事業であります。そして、インフラ事業ということで説明いたしておりますことは、米軍の基地外の事業で、発電施設から基地内に引き込みます電力線であります。あるいは、上下水道においては、上下水道の水源施設から上水道、基幹として基地内に引き込んでいくための基地外の施設、本管あるいは基幹というふうな上下水道管の施設、あるいは下水道における下水道の米軍基地外の基幹的な管路、そういったものを整備するというふうに分けて考えてあるということでございます。

**録日委員** 基地内であるとか基地外であるとか、この区分けはロードマップではしておらないと思います。基地外においてというのは、日本の真水を使うというのは、どこで私どもにそれをこの国会で知らせておったのか、それを明瞭にお伝えください。

**北村副大臣** お答えいたします。

米軍の需要につきまして、基地の内にある、基地の外であるとを問わず、需要の増大する、その需要を賄うためには、基地の外に設けることもある、あるいは基地の中に設けることもある。そういったことを行うということあります。

**録日委員** そうであれば、基地内、基地外の区分けはロードマップではしておらなかった。したがって、先ほどの二月六日の防衛政策局長の答弁に至る。このように、アメリカとの精査の中で、最も早く、集中的に、効率的に行うということが、日本のお金の使い方としてどうい方法が最もいいかという中で、日本として基盤整備を行うことが適切でないかという判断に至ったものであります。こんないいかげんな、行政の裁量でやったような答弁、これは認められないと私は思うんです。

外務大臣、どうですか。そんな簡単な形で日本の税金を使うということにはならないわけあります。

**中曾根国務大臣** 今回の移転は、二〇〇六年五月のロードマップ、これに基づいて、政府としては、財政支出それから出資、双方によりましてグアム移転を早期に実現する、そういうことで進めているわけでございまして、我が国の政府によります資金提供によって行われます、いわゆる真水事業としてこの基盤整備の一部を行うことは、ロードマップの関係で何ら問題はない、そういうふうにご考慮しておりますが、いずれにいたしまして、国のお金を使うわけありますから、透明性を持って、また国民の皆さんに十分御理解いただくような、そういう細心の注意を払ってやらなければならないことは言うまでもないと思っております。

**録日委員** 外務大臣の御答弁でも、ロードマップのどこに依拠して今回の基盤整備事業、基地外という形ありますが、できるという根拠を示したことはない、こういうふうには私は思います。

**北村副大臣** 私の答弁のしようが少し不適切な、正確を欠く部分があったかと思っますので、補足的にお答えをさせていただきます。貴重な時間をいただいて大変恐縮でございます。

確かに、アラバ港というのは船の施設でございます。けれども、海兵隊として一体的に運用になりますので、強襲揚陸艦等が停泊する予定の施設などもございます。そういった実態を考えると二十八億ドルという限度が決まっているわけでございますから、そういった中で、これまでの考え方に沿いまして、実態を精査しながら進めてきているというふうなことでございます。御理解いただきたいというふうに思います。

**録日委員** このアラバ港は、防衛省の事務方に聞きますと、もちろん、グアム移転の海兵隊が利用する。同時に、佐世保基地等の強襲揚陸艦の寄港ということも考えられると、どういものが、ここに書いてありますように、一番下に、アメリカ側は検討中、アメリカ側は予定する施設の内容については検討中ということ、いまだ明記はされておられません。

しかし、こういった強襲艦等が寄港するという場合に、例えば燃料貯蔵施設を設置する、さまざまな資材の保管施設も設置をする、あるいは、その資材を強襲艦に積み込み運搬施設も必要になる、いずれも電力を使う、あるいはまた、例えば強襲艦が寄港した場合は、この船の中に積み込んださまざまな、下水処理等のものも使うという形であります。

私どもも、これまでの答弁、詳細にずっと見ましたが、いずれも、日本の税金の負担分は、隊舎ですとか司令部の庁舎ですとか、あるいは家族住宅、こういった、海兵隊のいわゆる軍事的な支出にかかわらない部分、こういった形を想定して支出をするということあります。

したがって、まず最初の真水の部分として、インフラ整備は全く載っておりません。これは、やはりきちんとした政府見解を出していただかなければ、局長あたりが、そういったアメリカとの精査の中で至ったという表現では、説得力が全くない、こういうふうに思います。

同時に、本当に、この米兵の生活あるいは事務的な形のものの支出、こういうことを認めるにしても、それ以外のものについては、アメリカがきちんと使用料を払う中でこの負担をするとか、そういった形にならなければならない。効率的に、集中的に一気にこれを行うことが必要だからということで、全部、日本の真水が使われていくというのは、このロードマップの内訳、基準から逸脱してある、こういうふうには私は思います。

いずれにしても、委員長に、この点も明瞭に政府見解をお願いしたいと思うのであります。これだけでもう三十五分いっちゃいますので、河野委員長の御判断をいただきたいと思っます。

**河野委員長** それでは、電線、上下水道等、インフラの中で真水が使われる部分について、なぜそういうことになっているのかという政府の見解を後で理事会に御報告いただきたいと思っます。

**録日委員** 順番が逆になりましたが、若干、外務大臣に、北朝鮮の人工衛星と名目をしておりますけれども、長距離弾道ミサイルの発射問題についてお伺いをしたいと思っます。

私どもも、この今回のミサイル発射に対して、安保理決議違反ということで強いメッセージをやはり送るべきだ、こういうふうには思っます。

同時に、一つは、きのうも外務省に聞いたんですが、この間の安保理の決議で、実行してある国、通告を国連にしたのが七十四カ国、地域と、その中身については、例えば、ルウェーとがマンマー、イラン、これは通告をしておらないということあります。

同時に、通告をしたということで、こういった制裁を、安保法は詳細な制裁を求めています、そういった内容で制裁をしているのか、それが定かではありません。日本の外務省は、その中身を把握しておらないというふうに言っておるわけであります。これは人的なこともありますから、把握しておらないかとは思いますが、しかし、ロシアとか中国、こういった周辺諸国はどういった制裁をしているのか、国連決議に基づいて、この間制裁をきてきたのかどうか。

こういったものは、外務大臣として把握をした上で、やはり各国に、これらの問題についてのさらなる安保理決議等についても言うべきではないだろうか、こう思うわけであります、この点の御所見をいただきたいと思ます。

**中曽根国務大臣** ただいまの委員の御質問につきましては、質問の御通告をいただいておりません。しかし、委員がおっしゃるように、そういう各国の状況はしっかりと把握した上で、今後の決議の実現に向けて取り組んでいくことは大切であると思っております。

もしお差し支えなければ、お許しいただければ、参考人の方からお答えをさせていただければと思います。

**鉢呂委員** 私は、把握したのは事実だと、きのう把握しましたから、

そこで、北朝鮮の政治的な目的、意図というものをやはり判断して、我が日本としても、どう、北朝鮮のこういったミサイルを製造、実験していく、実用段階に持っていくのをストップするかということだろうと私は思っています。

今回のこのミサイル発射についても、さまざまな北朝鮮としての意図というものがあるかと思いますが、いわゆる対外的に、特にアメリカに対して、こういった目的を持って北朝鮮が臨んでいるのか、まずそういった問題もやはり日本の外務省としての確につかまえて、そして、私は、六カ国協議の五カ国あるいはまた国際社会全体と連携をよ、あるいは結束をより密接にして対応していくことが大切だと思っておりますので、この北朝鮮のミサイル発射の意図、対外的な意図といった問題について外務大臣の御所見をいただきたいと思ます。

**中曽根国務大臣** 今回の北朝鮮によりますミサイルですが、飛翔体の発射の意図というものを私の方で云々する立場にございませんし、あくまでも推測の域を脱しないわけでありますが、いずれにいたしましても、今回の発射は、我が国を含む周辺地域にとりまして、この地域の安定と平和にとりまして大変な脅威であります。また、この安定を損なうものでありまして、私どもとしては、自制を強く求めたところでございます。

それにもかかわらず発射をしたわけでありますが、北朝鮮は、人工衛星の打ち上げだ、そういうふうにと説明しておりますけれども、仮にそうだといたしましても、弾道ミサイルにこれは使用可能な技術であることは間違いございません。そういうことで、今回の発射が大量破壊兵器のいわゆる運搬手段の強化を意味することは明白であると思っております。

また、米国の関係におきまして、これも私の方から推測するのは適当でないと思いますが、このいわゆる飛距離ということであれば、米国の方にもまた大きな影響も生じてくる可能性もあるわけでございまして、いろいろな意味があるかと思っております。

**鉢呂委員** 時間がなくなりましたので、端的に質問させていただきます。

やはり日本として独自の北朝鮮に対する働きかけ、これも非常に大切だ。拉致、核、ミサイル、こういった問題について、あらゆるチャンネルを通じて、日本として強い姿勢で臨むということも大事だろうと思ます。

一つだけ、日朝協議をめぐる状況で、昨年八月に、日朝実務者協議でいわゆる拉致調査を再開するという形だったにもかかわらず、日本が政権交代をしたことによって、北朝鮮側から突然、日本での政権交代が行われたことによって調査開始を見合わせることにした旨の連絡があったと、九月四日に、このように外務省から私ども聞いておりますが、やはり麻生政権でも、拉致被害者の調査というのは早急だと、昨年八月では、昨年の秋じゅうに、できるだけ早い段階で調査結果を知らせるということが始まったわけでありますから、早期に調査が開始されるように、大臣として、やはりこれは北朝鮮側と直接の交渉というのが私は大事なんだ、こういうふうに思います。

**中曽根国務大臣** 委員がおっしゃいましたように、昨年八月に、日朝間でこれは調査のやり直しをするということが合意をされておるわけでございますが、昨年九月の四日でしたが、北朝鮮側から、この新政権、すなわち麻生政権ですね、これが実務者協議の合意事項にどう対応しているかということを見守るまで調査の開始は見合わせることにした。そういう旨の連絡があったわけでございます。

麻生内閣におきまして、これはもうさまざまな場で明らかにしておりますが、拉致、核、ミサイル、この三つの諸懸案を包括的に解決して、そして不幸な過去を清算して、日朝国交正常化を図る、そういう方針に変わりはないわけでありまして、八月の日朝実務者協議の合意内容を実施する、そういう方針は一貫しているところでございます。

このような考え方につきましては、麻生内閣が発足直後から、これは北京の大使館ルートを通じまして北朝鮮側に対しても伝達しておりますし、また、こういう調査の委員会を早く立ち上げて全面的な調査をやるようにということも強く先方に申し入れているわけでございますけれども、また、総理の国会での御発言や私の発言等を通じまして、そういう政府の基本方針が変わらないことは表明しているわけでございますが、残念ながら、今までのところ、調査の開始をしておりません。

委員がおっしゃいますように、ちよどミサイルの事件が起きてしまったものですから、なかなかこういう六カ国協議あるいは拉致の交渉というものは状況が多少変わってくることもまた心配もされておりますけれども、私どもとしては、一日も早く、調査のやり直しが行われて、拉致の被害者の方々が帰国できるように、一生懸命やしていきたい、そういうふうにも思っております。

**鉢呂委員** 最後ですが、今回の北朝鮮ミサイル問題で、日本も核武装すべきというような政府・与党筋からの発言もあると、私は大変憂慮するところであります。

四月五日のチェウ・ブラハでのオバマ大統領の二万人市民に対する、核兵器のない世界、これに対してオバマ大統領が明確にメッセージを送った。中曽根外務大臣、この点について、唯一核を使った大国アメリカ、道義的な責任を持ってこれを行いたい、これにやはり日本政府はきちっとこたえるべきだ。唯一核被爆国の日本がもっと明確な形でこの点のリーダーシップをとるべきではないか。

きょうはもう細かいことは言いません。私ども民主党も、岡田副代表を先頭にして、核軍縮連連というのがあって、東北アジアの朝鮮半島と日本が核を持たない、そして関係の中国、ロシア、アメリカ、これに対してこれを尊重する、こういった東北アジア非核地帯条約というようなものの提案もしておるわけであります。

したがって、一問だけ、一年以内に核管理に関する首脳会談をオバマ大統領は提案いたしました。これはやはり日本で、広島で、広島、長崎の人は、これに対してテレビでもきちんと答えています。日本の中曽根外務大臣がやはり日本でこれを開催するというのをオバマさんにメッセージとして送るべきだと思いますが、どのように考えるか、これを最後の質問にいたしたいと思います。

**中曽根国務大臣** まず、ブラハでのオバマ大統領の演説でございますが、これももう平和で安全な、核兵器のない世界を追求することを明確に宣言したものでありまして、私どもも強く支持をしているところでございます。

また、我が国は、委員おっしゃいますように、唯一の被爆国といたしまして、当然のことながら、核兵器のないそういう世界に向けて努力をしていくことは、もう言うまでもございません。

オバマ大統領が、首脳会談ですね、核管理に関する首脳会談の一年以内の開催を提案されているわけでありますが、これは核セキュリティに関する世界サミットというんでしょうか、来年じゅうにこれをホストすることを提案しているわけでございますが、これの開催時期とか内容とか、そういうものにつきましては、今後、大統領のそれからさらなる具体的なお考えというものもまた明らかになっておりませんので、私どもはわかりませんが、我が国としても、このサミットの開催に向けて米国と協力していきたい、そういうふうにも思っております。

**鉢呂委員** 終わります。ありがとうございます。

<span></span>
<b>河野委員長</b> この際、お諮りいたします。
本件審査のため、本日、政府参考人として財務省主計局次長木下康司君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
<b>河野委員長</b> 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
<span></span>
<b>河野委員長</b> 質疑を続行いたします。池田元久君。
<b>池田委員</b> 民主党の池田元久でございます。

「かくも長き不在」という映画がございましたが、久々に委員会に加わらせていただきました。委員会の沖縄現地視察等、心から敬意を表する次第でございます。

私は、普通、質問する場合は、政府参考人なしで、政治家同士の討論、議論ということを重視しておりますが、きょうは、補足的な答弁をさせていただくということで、参考人の出席を認めただけでございます。答弁はできるだけ端的にお願いをしたいと思ます。

今、鉢呂委員が、オバマ米大統領のブラハでの演説に言及をされました。その点、若干質疑でお尋ねをしたいと思ます。

唯一の核保有国として行動への道義的責任があるとオバマ大統領は言ったわけでございます。各国の人々、とりわけ唯一の被爆国である日本の国民に感銘を与えた演説だと思ますが、まず、大臣の率直な感想を端的にお尋ねしたいと思ます。

**中曽根国務大臣** 先ほど鉢呂委員の御質問にお答えいたしましたけれども、我が国は、これまでもすべての核兵器国による核軍縮努力というのを求めてきたところでございます。今般オバマ大統領がブラハにおきまして、平和で安全な、核兵器のない世界に向けた、現実的かつ具体的な方途を追求することを明確に宣言したことは、強く支持をしたいと思っております。

特に、米国は核兵器を使用した唯一の国であることに大統領が言及をしながら、START1、第一次戦略兵器削減条約、そして後継条約の年内交渉の妥結、また包括的核実験禁止条約批准の追求、また兵器用核分裂性物質生産禁止条約交渉開始、そういう意思を改めて表明したことは歓迎したい、そういうふうにも思っております。

さらに、NPT体制の強化のために、ルール違反国やNPTを脱退しようとする国に対しまして、実質的で、かつ即時の対応をとるべきことを強調した点につきましても、我が国としてこれは賛同するところでございます。

また、今般の北朝鮮による発射につきましてとも言及をされまして、御案内のとおり、違反は罰せられなければならないと述べたということは、大変重要な発言だと思っております。

**池田委員** 感想をお尋ねしたわけでございまして、できるだけ答弁資料を離れて、外務大臣として、政治家として感想を述べていただきたい、そのように期待しておりました。残念であります。

日本として、唯一の被爆国として、アメリカの新政策に直ちに呼応して、新しい取り組みを考えることはしないのかどうか、端的にお答えを伺いたいと思ます。

**中曽根国務大臣** 私は、オバマ大統領がこの演説を行った後、談話を発表させていただきました。こういう大統領の呼びかけというもの、そのほかの核兵器保有国も参加した世界的な核軍縮の機運を盛り上げるということを強く期待しているわけであります。核兵器のないという世界の実現に向けて、また、最も近い目標として、二〇一〇年NPT運用検討会議の成功のために、引き続き、米国を初めとする国際社会との連携を強化していきたい、そういうふうにも考えているところでございます。四月中を目的に、改めて私自身から、こういうような考え方を演説の形で表明したいと思っております。

**池田委員** せっかくおっしゃいましたので、期待をしたいと思ます。やはり、マンネリズムではなくて、我が国として主体的に新しい取り組みをしていただきたい、このように思います。

そのほんの手始めとして、先ほど核の関係の会議のことをおっしゃいましたけれども、こし後半で調整している大統領訪日の際に、大統領の広島訪問を働きかけるつもりはないかどうかが、中曽根さんにお伺いしたいと思ます。

**中曽根国務大臣** それは、大統領が中国を訪問するときに日本にも寄る、そういうようなお話だと承知しておりますが、それにつきまして、まだ日程も、具体的な日程とかそういうものの調整なり、そういう話が行われておりませんので、現段階では何とも申し上げることができませんけれども、ということでございます。

**池田委員** 日本の政治は、アメリカ側からすると、能ブレー、日本の伝統芸能の能みたいに非常にスローモーだと従来から言われております。アメリカのオバマさんがあれだけの演説をしたわけですから、直ちに呼応して、外務大臣として、こうしたらどうかということをぜひ考えていただきたい、そういうふうにしていただきたいと要望をしておきます。

さて、グアムの協定について入りたいと思います。

まず、交渉の経過、そのうち地元への説明などについてお尋ねをしたいと思うんですが、私は、外交、対外政策の展開には国民の理解と支持が重要であり、そのために政府の説明責任が欠かせないと思っております。

その点から協定締結交渉の経過について聞くのですが、アメリカとの交渉はいつから始め、交渉担当者のレベルはどうであったか、まず端的にお尋ねしたいと思います。

**伊藤副大臣** 日米両政府は、二〇〇六年五月の日米安全保障協議委員会、2プラス2においてロードマップに合意して以降、在沖縄海兵隊のグアム移転の実施のあり方の詳細につき、まさにさまざまなレベルで随時協議を行ってきたところでございます。

こうしたたび重なる協議の結果、本協定について、昨年十二月の内容に関し日米間で実質的な合意を見るということに至ったわけでございまして、そして、本年二月十七日に、中曽根大臣とクリントン國務長官の間で署名を行ったという次第でございまして、

**池田委員** 今不明確だったんですが、どのレベルで何回くらい行ったんですか。

**梅本政府参考人** お答え申し上げます。

本協定に係る米側との話し合い、交渉、これはグアムの移転をどういうふうを実施するのかという話でございまして、非常に実務的なレベルから、それからまた、課長レベル、審議官レベル、局長レベル、さらには、必要があれば次官級を含むレベルでやっております。

また、そういう交渉をいたします際には、外務省、防衛省が中心になって交渉をいたすわけでございますが、それぞれの大臣の了承も得た上で対処方針を練って交渉するというところでございまして、まさに副大臣から御答弁申し上げましたように、いろいろなレベルで交渉をしてきたというところでございます。

**池田委員** 外務省は、昨年の末、十二月二十七日に、協定を締結すると報道されております。しかし、その後の経過は明らかではなく、二月十七日に、来日したクリントン國務長官と協定に署名をした。表に出ている事実はその程度であります。

どうも、年末からばたばたと拙速にやったという印象を受けるんですが、今いろいろ各レベルの官名をおっしゃいましたが、これは、どのような経過であったかというのを資料を出していただければありがたいと思います。

**梅本政府参考人** このような交渉をいたします際には、もちろん、グアムの協定の交渉それだけのために人が集まることもございまして、私ども、米軍再編、もろもろの案件がある中で、米軍案件のいろいろな案件を実施するための協議の中でグアム移転についても協議もすることがあるということでございまして、それが何月何日に、それがいつしたというものを全部網羅的に御説明するというのはなかなか難しいので、恐縮でございしますが、それはなかなかできないというふうに申し上げざるを得ないと思います。

**池田委員** 重要な協定でございまして、そういうのは説得力がないと思いますので、委員長の方で委員会として資料を出していただくように、そんな難しい問題ではありません、お願いしたいと思います。

**河野委員長** 後に理事会で協議いたします。

**池田委員** 協定の締結について、地元沖縄へどのような説明をしたか、お尋ねをしたいと思います。

**中曽根國務大臣** 私が一月の下旬それから二月の一日でございましたが、沖縄を訪問いたしました際に、仲井真知事さんとお会いをいたしました。そのときにお話をいたしましたし、また、協定の締結が近づきましたときに事務レベルでそのようなお話をしております。

**池田委員** 外務大臣が今おっしゃったように、一月三十一日に沖縄を訪問された。仲井真知事からグアム協定の条約の姿形を差し支えない範囲内で話してほしいと要請されたのに対して、外務大臣は、国際契約、グアム協定については調整中だ、しかるべき段階が来たら県にも伝えたい、このように述べたとおっしゃっておりますが、しかるべき段階に県に伝えたいのでしょうか。お尋ねをしたいと思います。

**中曽根國務大臣** 確かに、知事さんにお会いいたしましたときには、今委員が御発言されましたような、私から発言であったと思いますが、二月十六日でございました、直前でございまして、詳細につきましては沖縄県側に説明をさせていただいたところでございまして、

**池田委員** 署名の前日に外務省の日米地位協定室長らが説明したというふうにおっしゃっていますが、署名前日に説明したんですか。

**梅本政府参考人** お答え申し上げます。

今大臣の方から御答弁になりましたけれども、大臣自身が沖縄訪問の際にも趣旨について知事に直接説明をされたわけでございまして、それに加え、沖縄県とは米軍再編について日ごろ随時連絡をとっているというところでございまして、その中で、二月十六日には日米地位協定室長が参りまして、防衛省関係者とともにこの協定そのものにつきまして詳細な説明を行ったところでございまして、

私ども、米軍再編のいろいろな案件についても、まさに今申し上げましたように、沖縄県とは随時連絡をとっているところでございまして、協定のテキストそれから協定そのものについては二月十六日に詳しい説明を行った、こういうところでございまして、

**池田委員** しかるべき段階に県にも伝えるというのは、そういうことだったんですか。それでいいんですか。外交のやり方、外交を預かる者として、もちろん説明責任もありますね。説明は十分だったと思われませんか、大臣。

**中曽根國務大臣** 協定でございまして、署名の直前にはなりましたけれども、その内容については説明をさせていただいたところでございまして、私どもとしては適当な方法であった、そういうふうに判断をいたしております。

**池田委員** 全く適当でないと思いますよ、主に沖縄がかかわる問題で、事後了承みたいな形で、説明といっても通告じゃないですか。こんなこといいんですか、大臣、政治家としてお尋ねをしたい。

**中曽根國務大臣** これは外交交渉の一つでありますのでそのような形になったということも御理解をいただきたいと思いますが、そこに至るまでの間、地元の御意見等も拜聴しながらやってきた、そういうことでございまして、

**池田委員** しっかりと説明責任を果たしていただきたいと思っております。

次に、協定をめぐって、国会やアメリカの連邦議会の承認の問題についてちょっと取り上げたいと思うんですが、今回の協定は、日本には国会承認を求め、アメリカには連邦議会の承認は不要となっております。先日の審議でも取り上げられましたが、政府の答弁は極めて不明確です。

端的にお尋ねしますが、我が国と同じように、アメリカに対して連邦議会の承認をどうして求めなかったのか、その点、大臣にお尋ねをしたいと思います。

**中曽根國務大臣** これは、我が国では国会承認条約であるわけでありますが、米国では行政協定ということになっているわけでございまして、

この事業は、先ほどからお話ししておりますけれども、二〇一四年までの事業完了、これを目途とする多年度にわたる事業でございまして、これを円滑に進めるためには、我が国としては米政府に対して多年度にわたって資金を提供する、そういう必要があるということから、さらに、これはいわゆる財政事項を含む国際約束であるために、我が国としては国会承認条約として、この協定の締結について国会の御承認を得るといって今御審議いただいているところでございまして、

他方、米国のことにかかわりましては、米国が本協定を議会承認条約とするか、また行政協定とするかというのは、米国の行政府と立法府の関係などを踏まえて、これは米国自身が決定すべき事項だ、そういうふうにおっしゃっております。

**池田委員** 質問をよく聞いていただきたい。

米国の問題じゃなくて、日本としてアメリカ側に連邦議会の承認を求めるべきではなかったか、こういうふうに関心しているわけですから、端的にお答えをいただきたい。

**中曽根國務大臣** これは、先ほども申し上げましたけれども、アメリカの政府内の手続きにつきましては、アメリカの行政府と立法府の中のことではございまして、私どもの方からそのようなことを申し入れということについては行っておられないわけでございまして、

**池田委員** 日本の国益を以てして外交をするわけですから、何ら差し支えないことなんですかね。外務省は、さっき大臣も言っていましたけれども、多年度にわたる資金の拠出には法的に安定した協定が必要だと、ならば、アメリカ側に当然承認を求めるべきであったと私は思います。

私が調べたところ、日本がこれまで先進国と締結した条約で、日本は国会承認、先方は行政取り決めという事例はあるのかどうか、調べてもらいましたが、ほとんどない。〇二年一月署名のシンガポールとの新時代経済連携協定の一件しかありません。主要国との間は皆無です。こういうことで、露が関、外交というのはいいんでしょうか、大臣、どうですか。

**中曽根國務大臣** 米国の政府も、この協定に署名をするということによりまして、このグアム移転事業の実施に対しては明確なコミットメントというものを示しているわけでございまして、この移転の事業において米側が行うということになっております施設の建設事業というのは、これは米国の国内事業として、言うまでもありませんが、米国自身が米国会議会の承認を得て予算措置を講じて実施をしていく、そういうものでございまして、

したがって、我が国政府としては、米国がこの協定を行政協定として締結するというのが、これはグアム移転事業の実施において特段問題となるとは考えていないところでございまして、さらに日米の両政府におきまして、これまで首脳を含むさまざまなレベルでロードマップの実施を確認しているというところでございまして、

**池田委員** あれこれおっしゃいますけれども、とにかく、国と国民を背負って外交しているわけですから、何ら差し支えないことですから、アメリカに対して日本はお金を出すわけですから、当然議会の承認を求めるべきであった、私は強調したいと思います。

次に、アメリカの国防戦略とグアム移転の関係についてお尋ねします。

アメリカがなぜ海兵隊の一部を沖縄からグアムへ移すのか、そもそも論ですが、その点、外務大臣に端的にお尋ねをしたいと思います。

**中曽根國務大臣** 海兵隊をグアムに移すということにつきましては、これはもう申し上げるまでもありませんが、ロードマップに基づいて、その中の一つであるこの移転を着実に実施していこうということではございますが、なぜ米軍がそのようなことをやるかということについては、オバマ政権の新しい政策といたしまして、それについてはまだはっきりしていないわけではありますけれども、それは、米軍部隊の中で新しい政策に基づき、あるいは従来からの予定された一つの計画に基づいて行われているんだ、そういうふうにおっしゃっております

**池田委員** 今少しおっしゃいましたけれども、オバマ政権からじゃないんですかね、アメリカでブッシュ政権が発足した直後、二〇〇一年九月の四年ごとの国防見直しから、脅威ベースアプローチから予測不可能な事態に備える能力ベースアプローチへ国防戦略を転換したとされています。これまでの在外米軍の配備は不適切として、地球規模で前方に駐留して前線に緊急展開できるよう米軍の配置を見直し、二〇〇四年八月には、ブッシュ大統領は、欧州とアジアに駐留する約二十万人の米兵のうち、今後十年間で六、七万人の米兵十万人の家族を本国に戻す考えを明らかにしたことは御承知のとおりです。

海兵隊の沖縄からグアムへの移転は、まさにアメリカの国防戦略の転換という文脈で読むべきだと思います。国防戦略の転換というアメリカの主体的な選択によるものと思いますが、外務大臣はどのように考えますか。

**中曽根國務大臣** 今委員が御説明されましたような、米軍側のそういう米軍の体制に対する考え方というものもあると思いますが、さらに、日米の安保体制というものを基盤とする日米同盟、これを新たな安全保障環境に適合させていく、そして、かつ、我が国の平和と安全、これを確保するために日米軍の兵力態勢の再編というものに取り組んできたことと承知をしております。

また、さらに、我が国の方といたしましても、沖縄のいわゆる負担を少しでも軽減したい、そういうような従来からの県民の皆さんの御要望も受けた我が国の考え方とも合致したものだ、そういうふうにおっしゃっております。

**池田委員** それに関連して、協定ではアジア太平洋地域での抑止力を強化するものと述べていますが、グアム移転によってこの地域での抑止力は強化されると理解しているのかどうか、端的に聞きたい。

**梅本政府参考人** この協定の前文にもございまして、米軍再編、これは、グローバルに行われる米軍再編の中で、特にアジア太平洋においてもいろいろ再編が行われます。その中の一つの重要な要素として海兵隊の移転というのが入っているわけでございまして、その総体としての米軍再編を動察したときに、このグアムへの移転というものも全体としてのアジア太平洋における米軍の抑止力の強化になる、こういう認識だというふうにおっしゃっております。

**池田委員** きょう参考人として来ていただいた西原正氏も、論文で、グアム移転によって西太平洋から中東に至るまでの広大な地域へのアメリカ軍の介入能力が高まる。グアムはアジアのホットスポットに十分近いが他国の攻撃を受けにくいなど、安全保障上の利点を挙げておられます。

要するに、アメリカ海兵隊の沖縄からグアムへの移転は、アメリカの国防戦略の転換によるアメリカの主体的な選択であり、アメリカの利益にかなうものと言ってよいと思いますが、その辺、大臣の考えを端的に聞きたいと思っております。

**中曽根國務大臣**
これは先ほども申し上げました。もちろん、軍隊を移動するわけですから、これは米国の、米軍の中でのいろいろな再編計画とかあるいは長期的な戦略とかあるうかと思いますが、単にそれだけではなくて、これはずっと協議をしてみました日本における米軍再編の一環でありますし、そして、かつ、沖縄の皆さんの負担を軽減しようという、これは先ほどからの繰り返しになりますけれども、そういう日本の考え方も一致したものだ、そういうふうに思っております。

**池田委員**
アメリカ海兵隊のグアムへの移転は、冷厳な安全保障環境に対する認識、それに基づいて主体的な選択をする、安全保障ですから、お渡ちょうだいじゃないわけですよ、

そういう認識に立つと、麻生総理大臣が、何と驚いたんですけれども、外務大臣のときにこの委員会でこう言っているんですね、〇六年五月十九日、外務委員会で、資金の供与がなければ、「沖縄県から海兵の撤退が進むまであと何十年とかかることになり得ることだったろう」と答弁しています。要するに、資金を供与しなければ海兵隊の撤退が進むまであと何十年もかかる、こういう認識なんですよね。〇六年ですよ。QDRとかGPRとかいろいろ言われてかなりたって、このような認識を外務大臣が持っていた、ですからアメリカから足元を見られるわけですよ、お金を出さないであと何十年もかかるんだと。そうすると、国民や財政局も納得しやすいですよな。しかし、これは明白な間違いじゃないですか、外務大臣、どうですか、

**中曽根國務大臣**
麻生現総理のかつての御発言を御紹介されましたけれども、先ほどからの多少繰り返しにもなりますけれども、米軍再編の中の海兵隊のグアムへの移転というのは、何よりも、我が国にとりましては沖縄の負担の軽減を実現するという大変な効果もあるわけでございます。同時に、抑止力は維持しながらそういうものが実現できるということでありますし、米側からすれば、委員がおっしゃいましたように、もっともっと広い意味での意味もあるうかと思ます。

いずれにしても、そういうような考え方に基きまして、住民の皆さんが強く希望しております在沖縄の海兵隊の移転、これが速やかに実現できるように、米国とともに、グアムにおきます施設やインフラ、これの整備のための負担を担うこととしたわけでございまして、特に、この協定におきましては、先ほどからお話ありますけれども、我が国政府はいわゆる真水事業に対して二十八億ドルを限度として出すわけでございます。これは円滑に安定的に実施していく上で必要な経費だ、そういうふうに思っております。

**池田委員**
任命権者ですから、余り触れたくないという気持ちはわかりますけれども、そんな端っこの問題じゃなくて、グアム移転に係る我が国政府の首脳認識がこれでは本当に困ったなと私は感じた次第でございます。そのことを強く申し上げておきたい。

さて、資金の供与について触れたいんですが、アメリカの主体的な選択、方針によるグアム移転については、国家の間のあり方として、日本が移転のための費用を供与するのはどうか、原点に返って考える必要がある、

このような形で、先進国が自国に駐留する同盟国の軍隊の撤収や同盟国の国内基地建設のために資金を出した例はあるのかどうか、お尋ねをしたい。

**梅本政府参考人**
お答え申し上げます。

私も、すべての事例についてすべてを承知しているわけはございませんけれども、同盟国の間で、一方が他方の部隊の撤退を求める、そしてその撤退について経費を負担する、そういう例があるというふうには承知をしております、

**池田委員**
ありませんよね、そんなことは、常識的にはあり得ませんね、

ただ、ベルリンの壁の崩壊の後、統一ドイツ政府がリ連の撤退に対して、お金がかかったわけですから、お金を出した例はある、そういう例外的なことはありますが、どこの国もそんなことはしないと私は思います、

アメリカの方針、主体的な選択によってグアム移転をするわけですから、普通はアメリカがそれを開う、主権国家として、なぜ日本が移転のための費用を供与するのか、よく民事訴訟で、立ち退かないので立ち退き費用を出す、そんなことを言ったら、本当にアメリカに対して失礼ですよ、

私は、安全保障のコストは必要だという立場ですよ、しかし、こういう財政というか財政支出はいいのか、タックスペイヤーの立場からいって大変問題がある、どうですか、大臣、

**中曽根國務大臣**
これは、私もとしては、抑止力とはかく維持をしなければならぬ、かつ、長い間の沖縄の県民の皆さんの御要望であるいわゆる負担を軽減すること、これは一日も早く、少しでも多くやらなければならない、そういう立場から、今回このような協定に至ったわけであります。

お金を出さないということで、協定といえますか話し合いが全然進まないということで、何年先になるかわからない、そういうことも一つの方法というおかしいんですが、やむを得ない形としてあるかもしれませんが、私もとしては、やはり早くそういう形で負担を少しでも軽くしなければということ、そして、例えば嘉手納以南の土地にいたしましても、これが返還されるということによって沖縄の振興に役立つ、そういうプラス面もあるということ、そういうものも考えてのごでございします。

**池田委員**
私は、お金の使い方を言っているわけでありまして、お金の使い方はいろいろありますよ、民生を含めたいわゆる総合安全保障戦略という見地からいったって、このようなお金を沖縄に供与するとか、基地の周辺をどうするとか、そういう筋道立った金の使い方こそ、やはり政府に対する信頼、日本の防衛に対する信頼を高めるものであると私は思っております。

湾岸戦争の九十億ドル、どうして日本はこの二〇〇九年の現在までもこういう形で、まるで財布になったような形で、余り原則なくお金を出すのが、これは厳しく反省をしなければならないことじゃないかと私は思います、

さて、この点について、財政法とのかかわりについてほんのちょっと触れたいと思うんです、

財政法の原則とのかかわりについて、まず、財政法では国の支出について規定していると思いますが、どうなっているのが、木下主計局長長、きょう来てもらいましたが、端的に一言、答弁をお願いします、

**木下政府参考人**
お答えいたします、

財政法第二条一項についての御指摘だと思いますが、ここでは、「収入とは、国の各般の需要を充たすための支払の財源となるべき現金の収納をいし、支出とは、国の各般の需要を充たすための現金の支払をいう、」とされております、

**池田委員**
グアム移転の費用は、建設されるグアムの基地は米国の財産になるもので、国の需要を満たすための現金の支払いに当たるということとはなかなか難しいのではないかと思うんですが、いかがでしょうか、

だれに聞いたらいいのかな、では、木下次長、

**木下政府参考人**
お答えいたします、

一般論として申し上げます、我が国の政策目的の遂行のために必要なものであれば、外国への資金提供も、財政法二条第一項で言う「国の各般の需要を充たす」ものと認められると考えております、

**池田委員**
はっきり国の需要を満たすとはなかなか言えないんじゃないでしょうか、

要するに、我が国が主体的に事業を行って、それで金を使うというならわかりますけれども、アメリカが主体的な選択、方針としてグアムに移転する、抑止力も高まる、アメリカの利益にかなう、それに対して日本がお金を出す、これは国の需要を満たすものかどうか、どうでしょうか、何回も聞いて申しわけないけれど、

**木下政府参考人**
お答えいたします、

今回の米海兵隊のグアム移転については、在日米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄の負担をなるべく早期に軽減するため、日本側も応分の負担をするものであることから、我が国の政策目的の遂行のために必要な経費であり、国の各般の需要を満たすための支出であるというふうに考えております、

**池田委員**
私も財政とか金融にはかわりあるんですが、他国の基地建設に我が国が金を出すことについて明示的に禁止する規定は確かにないですよ、しかし、財政法の原則、精神からいって、私は財政の節度が大事だという立場ですが、問題があるとはっきり言えるのではないかと私は思います、

いずれにしても、今回のグアム移転そのものというよりも日本の国のお金の使い方は、納税者として、また財政をしっかり維持していくという点から、大変問題がある、

アメリカでは、あれだけ力を入れたF22の発注中止までやるわけですよ、日本は足元を見られて、それでお金をそんなに出していいんでしょうか、予算管理、財政の節度というものを私は強調したいと思います、

もう時間が来てしまいましたので残念ですが、最後に、外交当局は、先ほど申し上げましたが、説明責任を十分に果たすべきだと強調しておきたいと思います、

それから、北朝鮮の現状、中国の不透明な準備増強といった我が国を取り巻く環境からいって、安全保障のコストは必要だという立場ですが、民生を含めた総合安全保障の立場などによって、主権国家らしく、誇りある日本として別の形でコストを負担すべきだということを申し上げて、質問を終わりたいと思います、

どうもありがとうございました、

**河野委員長**
次に、松原仁君、

**松原委員**
先般、月曜日ですからおとといですね、沖縄に視察に行つてまいりまして、沖縄の実情をつぶさに見てまいりました。そうしたことを踏まえて議論をしていきたい、このように思っております、

今池田委員が、私が質問しようと思っていたことをかなりなさいましたが、問題意識が似ているんだなと拝察するわけですが、この部分をやはりはっきりとさせておかなければいけないと思っております。つまり、なぜアメリカは連邦議会の承認がなく、日本がこういった国会承認の作業をしているのか、この問題であります、

そもそも論として、今回、沖縄を訪問して非常に感じたことは、やはり、情報にしても意思決定にしても、そのことに関してアメリカ側の一方的な思いというものが高めて強く出ているのではないかと現地の人が思っているということであります。現地に住んでおられる日本の国民がそう思っているということは、日本の国益を代弁する外務省としては、きちっとその説明責任や、そして国益にかなった行動をとらなければいけないというふうに思うわけであります、

冒頭申し上げたいことは、大臣、今まで、例えば池田委員に対しての答弁で、アメリカは連邦議会の承認がない、日本は国会承認をすると、これは極めて対称性を欠いている、非対称性だということを我々は主張しているんですが、対称性を持っていると思っておられるかどうか、まずこれを伺いたい、

**中曽根國務大臣**
先ほど池田委員の御質問に対して申し上げましたけれども、我が国は、もうこれは多年度にわたつて米国に対して資金を提供する必要があるということで、これはいわゆる財政事項を含む国際約束でありますから、国会承認条約として、この協定の締結について国会の御承認をいただく、そういう必要があるということでもありますし、アメリカの方は、議会承認条約とするかどうかというのは、これは繰り返しになりますけれども、行政協定とするかどうかというのは、行政府と立法府の関係を踏まえて米国自身が決定すべきことであります。米国政府は、この協定に署名するということによりましてこのグアム移転事業の実施に対して明確なコミットメントを示しているわけであります、

米側が行うことになっておりますこういういろいろな施設の建設事業は、米国の国内事業として、米国自身が米国議会の承認を得て、予算措置をこれはいずれ承認を得てやっていくものでありますから、そういう意味では、行政協定として米国がこの協定を結ぶということが、先ほどから申し上げておりますように、我が国としては、特段問題などは考えない、そういうことでございします、

**松原委員**
いろいろな問題があるわけですが、例えば、米側との議論の中で、真水の部分の二十八億ドルという話がありました。そして、真水ではないPFJでやる部分の約二十六億ドル、議論がありました。先般の議論で、これが本当に戻ってくるのかと、二十八億ドルに関しては、これは一体どの段階でその負担軽減の効果が出てくるのか、大臣も、これは極めて重要な指摘で、検討したいとおっしゃいましたけれども、この分野に関して言うならば、この二十六億ドル弱の家族住宅の部分に関して、これは事務方にお伺いしたいんですが、日本が一体どれぐらいの金利を取って、いつごろまでに返済されるかという具体的な議論というのは進んでいるのかどうか、現在どこまでそれは固まっているのかどうか、お伺いしたいと思います、

**高見澤政府参考人**
お答えいたします、

家族住宅の融資のスキームにつきましては、現在、日米間でいろいろな、最も効率的なやり方について議論をしているところでございまして、もうしばらく時間をいただきたいと思ひます、

**松原委員**
この二十五・五億ドルというのは固まっているんですか、

**高見澤政府参考人**
お答えいたします、

ロードマップの考え方に従つてやっておりますので、その範囲内でやっていくということでございします、

**松原委員**
その範囲内ということですから、これより減るのかも知れませんが、恐らく減らないだろうと我々は思っているわけでありす、

重要なことは、これはだれでもわかる話で、わかつた上でおっしゃっているんだと思うけれども、だれでも、金融機関からお金を借りる場合、それは一体、三十五年ローンなのか、二十年ローンなのか、三十年ローンなのか、金利は幾らなのか、これは一番大事なところですよ。金融機関が金を貸す場合に、一体金利は幾らで、一体何年で返すのか、そして、そのことはだれが一体担保するのかというのは、一番大事なところですよ、この部分、どうなっているか答えてください。

**高見澤政府参考人**　お答えいたします。

　先生今御質問になった点でございますけれども、まさに、我々としては、きちっとした手続が決まり、そしてまた日米両国政府が適切に関与できる、そしてまた、オープンな形で、公正な形でやっていく、さらに、この趣旨からいまして、民間事業者の自主性と創意工夫というようなものを活用していく、そういう前提の中で、また一方で、住宅手当等については米軍が出すわけでございますので、そういう現実を踏まえながら、最も適切なスキームということで進めているところでございまして、いましばらく時間をいただきたいと思ひます。

**松原委員**　全然答弁になっていないわけでありまして、要するに、これはもう大きなざんに入れて、具体的な中身に関しては決まっていなくて、いいですか、大臣、私がアメリカの連邦議会の承認も必要ではないですかと言っているのは、こういう部分もある以上は、きちっとその部分に関して担保するのはどこなんだと。

　いや、結局、これはなかなか返させませんよと、移転が終わるのは二〇一四年、今アメリカはオバマ政権ですが、二〇一四年といえば次の政権、そして、返済が全部、例えば三十年で返済が終わるとしたら、その間、八つの政権が、八、四、三十二だから、アメリカでは政権交代があるか、同じ人が三期はできないんですから、二期ですから。そうしたときに、行政との議論で、こちらは国会承認で、次のアメリカの大統領、どなたになるかわかりません、今はオバマさんですよ、次の大統領になっても、我々は二十八億ドルと二十五億ドル出しましょう、国会承認ですから、こっちの内閣が政権交代があっても、国会承認をしますよ、こういうふうな議論になるでしょう、向こうに関しては、それは連邦議会の承認がない、この部分が余りにも非対称的じゃないかということをやっているんですよ、わかりませんが、言っている意味が。

　つまり、大事なことは、今おっしゃったように、金融機関がお金を貸す場合には、当然それは、ローンは、一体金利は幾らなんだ、何年で返済するんだ、そして担保はどうするんだと、行政は、政権は、日本もアメリカもわかるか、同じ政権であってもそれは人がかわるか、キャビネットがかわるか、全部かわっていくときに、そのことにもう一発、別のところからきちっとしたけじめをつけてギャランティーをする、これが議会承認じゃないですか、何で日本だけ国会承認があって、アメリカの連邦議会承認がないんですか、今言ったところで担保されるという保証は、日本に比べてアメリカの方が小さいという、だれが見たってそう思うんだけども、そう見えないですか、大臣、お答えいただきたい。

**中曾根國務大臣**　日本は、今、国会で御議論いただいており、また、国会承認ということになります、米国は、先ほどから申し上げておりますように、予算措置を講じていくということで、これは米国の議会の承認を得るとことになるわけであります。

　そして、今、政権がかわつたらというような趣旨のお話がありましたけれども、これは国際約束でございますから、政権がかわつたからといってこの約束は守られなくていいというものではない、そういうふうに思っております、私どもは、そういうような義務とか責任というものは継承されていくものだ、そういうふうに思っています。

　なお、家族住宅等につきましてはこの協定の枠外ということでありまして、先ほど御答弁を参考人からいたしましたように、これは今後、この事業のスキームというものを米国としっかりと間違いのないようなものを組み立てていくということが大事だと思っております。

**松原委員**　二つあるんですよ、アメリカの連邦議会の承認がないというのは、今言ったような部分で、本当にいわる経費を、大体、大臣、それは普通に考えたらあり得ない話なんですよ、金利はわからない、何年で返済するかわからないというのは、これは何年返済まで決まっていないんでしょう、ちょっと事務方にお伺ひしたい。

**高見澤政府参考人**　お答えいたします。

　具体的にこの事業スキームを考える場合に、出資や融資が回収不能となることのないように具体的な事業スキームを検討するということをや答弁させていただいておりますし、それから家族住宅の事業期間については相当長期間だということを推定しております、現実にはアメリカの例ではかなり長期間のものもございます。そういう前提の中で、最も効率的なやり方、つまり米軍の家賃、使用料によってしかるべく回収されるような制度設計というのをやるべく、今調整をしているところでございます。

**松原委員**　私、いろいろと言いたいんです、一体何年なのかという数字も出てこないというのは、これはもう本当に、大臣、僕はアメリカには連邦議会承認を求めべきだと思いますよ。

　ちょっとお伺ひしたいけれども、円・ドルレートというのは今一定の流れで動いている、しかし、これは四十年も五十年もたてば、円がドルに対してがあとと上がるか、ドルが円に対してがあとと上がるかわからないけれども、さまざまなことが五十年だったら起こるんですよ、その部分は、どういうふうなレート計算になっているんですか。

**高見澤政府参考人**　お答えいたします。

　実際の金利の動向がどうなるかと為替がどうなるのかと、いろいろな要素がもちろんあると思ひすけれども、今までの民間のノウハウでありますとか米側の経験ですとか、そういったことを見ながら総合的に判断して、最も安定的、効率的なスキームというのを今まさに検討しているということで御理解いただきたいと思ひます。

**松原委員**　民間のいろいろな意見を聞きながらって、民間だってこれは意見の出しようがないじゃないですか、民間だったら、きちっとした担保があったり、利息があったり、年限があったりする。全然ないんだから、これは民間のスキームじゃ全然ないですよ、だから、これは、やはり連邦議会の承認は絶対必要だという理由の一つですよ、大臣。

　そして同時に、やはりこれは、日米の地位協定の問題もあるけれども、要するに、日本は議会承認でやるくらいだけれども、向こうは議会ではない、行政だけだという、このアンバランスがあるわけですよ。

　例えば、夜間の離発着を含め、十時までが騒音規制だ、こういうふうに現地に行って言っていました。では、実際、十時なんですかと聞いたら、いや、十一時までやっています、必要に応じてと、それは河野委員長が向こうに行って強く言っていましたよ、十一時まで必要に応じてという中身に関して、なぜそれが必要だったかを書類で出してくれというのを委員長がおっしゃっていたけれども、私は、そういうことも含めて、余りにもその部分で歯どめがなく物事が進んでいる、全部歯どめがない、何で歯どめがないかという理由の一つに、恐らく、こういうところで、日本は議会できちっとやるけれども、アメリカは、連邦議会はこれに関しては日本のような扱ひをしていない、これが一事が万事、すべてのことを物語っていると思うんですよ、ある場所における例の流弊の話もありますよ。

　結局、僕は沖縄の皆さんのフラストレーションというのは、もちろんさまざまな分野があるけれども、その大きな一つが、余りにも日本政府がアメリカ政府に対してきちっと、それはいいんですよ、負担はある程度するという議論があってもいいかもしれないけれども、それ以上に、その部分の議論も含めて五分五分の議論をしていないんじゃないかと。

　だから、例えば、今回行った、この市長は何を言っているかという、彼がアメリカのいろいろな人に手紙を出したり、会つたりして、話をしている、それはまさに、河野委員長も視察でこれも言っていた、それは国がやることを国がやらないから市が前面に出てやるというのは明らかにお粗末ではないかというのは、そのとおりなんですよ。

　結局日本の政府は、外務省を含めて、アメリカに対してきちっと言うことを言って議論をしてして物事を決めるんじゃないかと、自分の方は、今言った金利の問題もそれからローンの年限の問題も含め、言わない、はっきりさせない、そして、連邦議会に対しても、承認するようにということをアメリカ側に言わない、ここに問題があるんですよ。

　ちょっと一つお伺ひしたいのは、さっき池田議員もおっしゃっていたわけですが、アメリカの側に対して、日本も議会承認なのでおたくも連邦議会の承認をとっていただけないかということをやった事実はあるんですか、ないんですか、お伺ひしたい。

**梅本政府参考人**　お答え申し上げます。事実関係でございますので、お答えさせていただきます。

　先ほど来申し上げているとおり、アメリカが本協定を議会承認条約とするかどうかというのは、アメリカの中の行政府と立法院の権限関係の問題でございますので、これはアメリカ自身が決定すべき事項でございます。したがって、私どもの方からこの協定を議会承認にかけてほしいというようなことを言ったということはございません。

**松原委員**　アメリカ側は、これを議会承認するということは、現実的にそれは行政が必要であると感じればそれはやることは十分できるわけですよ。どうなんですか、絶対この案件ではできない案件なんですか、議会承認は、必要な案件なんですか、必要ないというか、必要ないのかもしれないけれども、求めれば、議会承認をしようとする彼ら行政府が思えば、それはすることは当然り得る案件じゃないですか、お伺ひしたい。

**梅本政府参考人**　お答え申し上げます。

これはアメリカという別の国のまことに行政府と立法院の関係、大変微妙な関係があるわけでございます。その関係について私どもがこうだというふうに申し上げることはできないということは御理解いただきたいと思ひます。

**河野委員長**　速記とめてください。

〔速記中止〕

**河野委員長**　速記を起こしてください。

梅本北米局長。

**梅本政府参考人**　アメリカの政府がそういうことを議会に対して求めることができるかどうかという御質問でございますが、そこについては私どもわかりません。

**松原委員**　これがすべての実態で、すべての問題なんですよ、これでアメリカと対等の関係であるというふうに思ひますが、時間がないから、それだけ答えてください、大臣。

**中曾根國務大臣**　ちょっと今聞き漏らしましたので、申しわけありませんが、もう一度お願いします。

**松原委員**　大臣、私が言っているのは、いや、これは笑い事じゃないんですよ、一番大事なところなんだから。

アメリカに対して平等なつき合いをしてやるならば、向こうだって日本が国会承認だったら連邦議会承認をしようとするのが普通なんですよ、その部分に関して余りにもそれは平等ではないと私は言っているんですけども、大臣はこれで全く同等の状況でこれが進んでいると思っているかと思っっていないか、一言だけ答えてください。

**中曾根國務大臣**　我々もアメリカ側から国会承認を求められたわけでもございませんし、日本のこちらのルールにのっってやっておりますし、米国側も行政府と国会の関係において、今局長から答弁ありましたけれども、そういう関係において処理をしているわけですが、いずれにしても、これはしっかりと長い間の協議の中で信頼関係を築きながらやってきたものでありまして、委員のおっしゃることも、そういうものを求めるべきだということも、そういう御意見もございますけれども、先ほどから答弁しておりますように、米国の中でのごとくということでこれは御判断いただきたいと思ひます。

**松原委員**　はっきり言って、これでは沖縄の人は納得できないし、我々国会議員も納得できません。これは、いわゆる我々の日本国のプライドを含めても納得できない、我々は罵国じゃないんだから、それはきちっとやるべきだ、やった上で納得する部分があればいいけれども、片っ方は連邦議会の承認は初めからなし、こっちは国会承認、先ほどの池田委員の質問の部分と同じ議論だけれども、これはおかしいよ。はっきり言って、それではなかなか国民の理解は出てこないということを私は言っております。

　ちょっと残りの時間が少ないんですが、いわゆる北朝鮮のミサイル問題に関して私も少し触れたいと思っております。

このミサイル発射に関して、防衛省は、ミサイルと思っているのか、衛星だと思っているのか、成功したと思っているのか、失敗したと思っているのか、お伺ひしたい。

**高見澤政府参考人**　お答えいたします。

　今回の発射事案でございますけれども、現在各種の情報を集約しているところでございまして、その中で、飛翔高度、時間、速度などのそういった詳細かつ正確な情報について集めまして、それを総合的、専門的に分析を行っていくたいというふうに思っております。そのためには対応の時間を要するということになりますけれども、着実に分析を進めていきたいというふうに思っております。

**松原委員**　大至急分析をしてもらわなきゃいけない。

これは、外務省はどうなんですか、同じ質問。

**中島政府参考人**　先ほど防衛省の方からお答え申し上げましたとおり、この飛翔体の発射につきましては、詳細についてさらなる分析を行う必要があると考えっております。

その上で申し上げますと、委員御案内かと思いますが、弾道ミサイルと人工衛星の打ち上げに使われる宇宙打ち上げ機がほぼ同一で、互換性のある技術に由来するものでございます。

いずれにいたしまして、国連安保理決議の関連で申し上げますと、一九九五号、一七〇八号、いずれも北朝鮮の弾道ミサイル計画に関連するすべての活動の停止を求めておまして、一般の発射が一連の国連の決議に違反するものであったと判断しております。これはミサイル開発に直結するものであるということは疑いのないものと考えております。

**松原委員** これが軌道に乗ったという情報はありますか。一言だけ答えてください、時間がないので。

**高見澤政府参考人** お答えいたします。

そのような情報には接してありません。

**松原委員** 軌道に乗って電波を発していないとすればこれは人工衛星でないということになるわけでありまして、そうなると、これはもうミサイルだと、互換性があると今話がありました。まさにその意味においては北朝平壤宣言に違反していると思っております。

大臣、北朝平壤宣言を破棄する思いというのはないですか。

**中曽根國務大臣** 我が国といたしましては、北朝平壤宣言を全体として履行することが北朝鮮との間の諸懸案を解決するというところで大事であるわけでございまして、そういう意味で、これは日朝関係を前進させる上で効果的なやり方だと私は考えておりますので、引き続き、これを破棄することなく、この宣言において確認した事項を誠実に実施するよう北朝鮮には強く求めていきたいと思っております。

**松原委員** そもそも日朝平壤宣言の肝ですよ、これは肝、肝の部分でこれだけのことをやって、互換性がある、日朝平壤宣言の破棄も含めて検討するぐらいのメッセージをなぜ出せないんですか。

追加制裁のことを伺いたい。

前は、北朝鮮がロケットを発射した、ミサイルを出した後に、即座に万景峰の入港禁止を行いました。その迫力を持って国連に行って、安保理決議を勝ち取ったわけでありまして。

つまり、私が申し上げたいのは、日本は本気なんだぞというメッセージを持って国連安保理に行かなかったらば、中国、ロシアを説得できるはずがないじゃないですか。なぜ今回は、前回のように追加制裁をした上で国連安保理に行き、日本が背水の陣で真剣であるというメッセージを出さないので、伺いたい。

**伊藤副大臣** 外務副大臣の立場で追加制裁をすべきかどうかという権限があるわけではございませんけれども、我が国の対北朝鮮措置のあり方については、これまで政府部内で不断の検討を行っております。実際の対応については、国連安保理等における国際社会の動き等を踏まえて、総合的に判断することとしております。

今回北朝鮮が発射を強行したことは国連安保理決議に違反するものであり、我が国の要請を受け、国連安保理緊急会合が直ちに招集され、議論が開始されたところでございます。安保理での議論の結果については現時点で判断することはできませんけれども、安保理が一致して強いメッセージを迅速に出せるように、日本政府として全力を挙げているところでございます。

**松原委員** 副大臣の思いはいいけれども、要するに、私が言っていることは、おわかりのように、前は万景峰をとめて行ったんですよ。だから、これは本気だぞとなったんですよ。今回は何もしないでやっているんですよ。本気だと思わないんですよ。外交は、

なぜ前回と違う対応をしているのかというのを聞いているんですよ。大臣、教えてください。

**中曽根國務大臣** それは、今、国連の場でまさに各国がこういう緊急事態ということで協議していることから、一つは、その対応を見るということは当然だと思います。

委員は行く前になぜやっていかないのかとあっちゃんしているわけですが、今ある制裁決議に対してこれにさらに加えるかどうかとか、そういう制裁といいますが措置については、不断の検討をずっと行ってきているわけでありまして、芳の方でもいろいろ議論があるわけでありまして。そういうものを踏まえて、今後どうするかということは決めていきたいと思っております。

いずれにいたしまして、今、安保理の場で大変熱心に議論しているところでございますので、決議になるのならないのか、決議の場合は内容がどうなるのか、大変微妙なところでございますので、今、決議になるように全力でやっているということでございます。

**松原委員** この部分だけは気合いを入れてやってほしいなと思ったんですよ。つまり、決議が勝ち取れなかったら、追加制裁をしなくて行ったことが敗因ですよ。本気でとうとう思うなら追加制裁に行きますよ、前回万景峰をやって行ったように、それをやらなくて、今何か外務省は、レクで、僕はわからないよ、聞いている話、いや、追加制裁しても意味がないとかあるとか、回っていると、冗談じゃないですよ。メッセージ性が大事なんだから、やらなきゃしょうがない。

それで、北朝鮮のミサイル兄弟というのがいるというのは御存じですか、名前が徐錫洪と徐判道、ミサイル兄弟と言われている、ミサイルエンジンの専門家、北朝鮮の朝鮮労働党の下に、こういった科学技術者が千二百人くらい集まっている組織がある。その中に、徐錫洪と徐判道、兄弟なんですよ。これが金剛原動機合併会社というのをやっている。この金剛原動機合併会社というのは、いわゆるエンジンをやっている会社だということだけれども、この場合は完全にミサイルだというのはわかっていないわけでありまして。特に徐判道さんというのは、副社長をやっていて、東大を出ている方で、北朝鮮で共和国博士号も取っている、ミサイルエンジンの専門家と言われている。

こういった方々が、前は、ミサイル発射の前後で一月、二月北朝鮮に行って戻ってきているんですよ。私が聞いたところによると、戻ってきたときの万景峰が入港禁止になっていたんで、結果として、人道的措置ということで、一人おいて戻ってきたというふうな話も聞いております。日本の警察の方もここはいろいろ捜査に入っています。いろいろ理由で入っています。つまり、別件でいろいろとやっているんじゃないかなと私は率直に言っています。しかし、こういう人たちが北朝鮮と日本の間を全くもって普通に行き来しているわけでありまして。日本のさまざまなところの情報を持って彼らが北朝鮮に行っている。昨年十月中旬、この二人のミサイル技術者一人の核専門家訪朝して一月滞在中もわかつていて、こういうふうな情報が入っているわけでありまして。

こういう人の出入りに関して、私は、やはり追加制裁でこれをやるぞということを含め、検討ではなくて、本来であれば、即座にこういったロケット兄弟とあだ名されるような方々が往復することに関してはストップをかけるべきだったと思うんだ。そういうふうな人的なストップも含め、なぜかけていないのか、これからかける予定があるのか、伺いたいと思います。

**石川政府参考人** お答え申し上げます。

我が国が単独でとる措置のあり方につきましては、先ほど大臣、副大臣から御答弁申し上げましたとおり、安保理の行方を見据えながら最終的に判断をしていく過程にあるところでございますので、個別具体的措置につきましては今現段階で確実に答弁申し上げることはできないということでございます。

**松原委員** 前回と今回となぜ違うんですか。では、それを教えてください。前は即座にやっているんですよ。万景峰、今回何でやっていないんですか。追加制裁を、何でプラスやらないんですか。前回、何もなかったところから一気にやったんですよ。違いを教えてほしい。

**石川政府参考人** 前回、二〇〇六年のミサイル発射の事案、それから、その後の核実験実施発表表というのを受けて、我が国の単独の措置をとったわけでございますが、それ以前におきましては我が国の単独の措置はとっていなかったわけでございますから、その際に導入をしたということでございます。

今回、ではどうするかということにつきましては、国連の安保理の動向、あるいはその他関係国、国際社会の動き、それからもちろん国内のいろいろな御意見、そういったものを総合的に踏まえて判断をするというところでございます。

**松原委員** 時間が参りましたからこれでやめますが、私は、それでは外交交渉は、国連の安保理決議も恐らくとれないだろう。そういう状況であれば、やはり、追加をしてやるということが、日本の怒りを国際社会に明らかにすることになる。

それから、冒頭言ったように、米国との関係においては、この件では連邦議会の承認をとるところが、日本は国際社会できちっと発言をする国だということにつながるとも思います。

大臣、もう答弁をもらっても同じような答弁になるだろうからあえて聞きませんが、私は、中曽根大臣も本当はじくしたる思いがあると思うんだ。おれは松原委員と同じ意見だよと言いたい、それぐらいの決意がなかったら、大臣としての矜持にかかわる。本当にそこは胸に秘めて、きちっとやってください。日本の外交と国益は、日本のプライドも含めて、この北朝鮮問題もそうだし、今ずっと申し上げた議会承認の件でも、明らかに一方的過ぎる。我々は外交においてまさに敗北を重ねようとしていると思っております。敗北をこれ以上続けるわけにいかないと申し上げたい。

**中曽根國務大臣** 委員からすれば十分な答弁ということにならないかもしれませんが、私も、今委員おっしゃいましたように、日本の頭上をミサイルといいますが、これが飛び越えていく、今回二回目です。今後、人工衛星だ、人工衛星だというたびに飛び越えていくなんていうのはとてもないことで、そのたびに、万が一のことがあったらということではやらないといけない。

したがって、北朝鮮の今回のこういうような発射に対しましては、本当に毅然とした態度で国際社会と一緒にやらなきゃならないと思っております。ですから、その日のうちに各国に連絡し、きょうも九時と十時と、夜、海外の外務大臣と電話することになっていまして、そういう意味では、委員ほどじゃないかもしれませんが、私も同じような気持ちでやっております。ぜひ御指導いただきたいと思います。

**松原委員** 終わりますが、日本が最初の行動を起こさなかったら、国際社会は動きません。

以上であります。

**河野委員長** 次に、赤嶺政賢君。

**赤嶺委員** 日本共産党の赤嶺政賢です。

いわゆるバケージ論について聞きます。

今回の協定は、前文、さらに本文第三条と第九条で、嘉手納飛行場以外の土地返還は普天間飛行場の代替施設の建設と海兵隊のグラム移転のための日本の財政負担が条件だと規定しております。

まず、外務大臣に伺いますが、沖縄の米軍基地、どのように形成されていったという認識ですか。

**梅本政府参考人** お答え申し上げます。

ちょっと、必ずしも質問の通告をいただいておりますませんでしたので、私の方からお答えをいたします。

沖縄につきましては、戦後、サンフランシスコ平和条約が発効した後も、七二年までの間は米軍の施設下にあったわけでございます。その間に、いろいろな米軍の基地、施設・区域がつけられたということがございます。そして、そこには民有地、公有地というものがあり、そういう背景があるということも私も承知しているところでございます。

**赤嶺委員** 外務大臣、私は毎回外務大臣にはそのことを質問しておりますが、毎回北米局長が出てきて答弁し、これがまた経過が間違っているという、これの繰り返しなんです。今、サンフランシスコ条約の発効の後の土地の取り上げ、こういうお話でしたが、普天間基地は違います。米軍は、上陸して、四月一日、すぐに普天間飛行場の建設に取りかかっております。

ところで、外務委員の皆さんが沖縄に行ってこられて、先ほども大変リアルな質問が続きましたが、きょう、早速、四月六日衆議院外務委員会の沖縄視察における懇談メモ、こんな早くこういうメモが出ているのかということで大変びっくりしましたけれども、その懇談メモが渡されました。

その中に「シルマール司令官との質疑応答の後、スミス普天間飛行場司令官から普天間飛行場の概要説明があり、その中で、普天間飛行場が市街地の真ん中にあり、市民生活に非常な危険をもたらしているとの批判に対して、これは委員の皆さん方がそういう批判をなさったと思います。そうしたら、スミス普天間飛行場司令官は、一九四五年に同飛行場がまずできて、それから徐々にその周囲に市街地ができ上がったとのアメリカ側の説明があった、このようにメモになっておりますが、スミス普天間飛行場司令官のこの説明は当たっているんでしょうか。これは北米局長でも結構です、教えてください。

**梅本政府参考人** お答え申し上げます。

ちょっと、私、その司令官の発言を正確に承知しているわけではございませんので、そういう前提で申し上げますと、確かに私も、千九百年の普天間飛行場とその周りにというような写真とか、経年変化を経た状況等は見ておりますけれども、アメリカ側においては、確かに、飛行場ができた当時は周りに家等が少なかったというようなことを言う人がいるということは承知しております。

**赤嶺委員** 同様の発言は、二〇〇五年にも、私たちが普天間飛行場を訪ねたときに、ブラックマン四庫調整、米軍トポは、普天間飛行場について、サトウキビ畑とパイナップル畑でもなかったところに飛行場を建設したらその周りに人が集まってきた、このように言いました。大体、宜野湾にパイナップル畑なんてないですよ。

それから、北米局長、あなたが見せられた写真というのは米軍が用意している写真なんです。米軍が用意している写真はわりと見るから、そういう先入観になってしまって、国会で聞かれるたびに、外務大臣は答え切れない、北米局長は正確な答えにならない、こういうことの繰り返しであります。

普天間飛行場というのは、上陸したその日に米軍が取りかかりました。住民は収容所に入れられておりました。収容所から戻ってきたら、鉄条網が張られ、自分たちの土地が基地に変えられていた、そして、そこには民家があり、田畑があり、郵便局もあり、公民館もあり、製糖工場、当時でいえばサターチャーといいますが、こういうのがあったんですよ。集落ですよ、そこを強引に、無理やり米軍が基地にしたわけです。さらに、銃剣とブルドーザーによる土地強奪、これもありました。私の出身地も、その銃剣とブルドーザーによって土地を強奪された、旧小塚村というところあります。

米軍は、戦後六十四年間、県民に何の補償もすることしないで沖縄に居座り続けてきたわけです。日米安保条約、地位協定によって、無条件、無償の基地提供が義務づけられているからであるわけです。地主への補償は日本の税金で賄われてきました。

外務大臣に伺いますが、政府が嘉手納以南の土地返還を求めているのなら、アメリカ政府の負担で土地をもとに戻して返還せよ、こういうふうに求めるのが当然ではありませんか。ましてや、土地を強奪され、そしてその強奪された土地の返還にアメリカ側から条件をつけられる、こういうのは到底許されないと私は思います。外務大臣、いかがですか。

**中曽根国務大臣** 嘉手納以南の返還された土地の使い方等については、まだ詳細が決まっておりませんので、今後そういうような話をする中においていろいろ検討していくべきだと思っております。

**赤嶺委員** グラム移転協定の中に、嘉手納以南の土地返還、無償で返せなんて言っていないですよ。今、沖縄の人たちは、その土地が返還された後に、どんな毒物で土壌を汚染されているかわからないと言っている状態なんです。

私は、土地の返還をするから、県民の負担の軽減になるから、移転するグラムのお金を出せというのが間違っていると思うんですよ。無条件の土地の返還が当然なんです。それから、逆にこれまでの負担に対する迷惑料を払え、このくらい言うべきですよ、これが県民の感情です。

米軍は、基地返還の費用も一切負担しない、そして日米地位協定で土地の原状回復や補償の義務も負わない、九五年に返還された米軍の恩納通信所、あるいはキャンプ桑江も、全部土壌が汚染されていた、その後始末は自治体が苦勞しながらやっている。

日本政府は、その地位協定の改定も求めない、アメリカ言いなり、本当にアメリカ言いなりです。強奪された土地の返還に条件をつけてきたSAC O合意。SAC O合意のときは、普天間飛行場、これは嘉手納以南の土地の一つです、普天間飛行場の返還を求めるのであれば名護市に新しい基地をつくれと条件をつけてまいりました。これが破綻して失敗したら、今度は米軍再編では、名護市に基地をつくることは当然だ、その上に、海兵隊がアメリカのグラムに戻るから、その収容先まで負担しなさい、それがなければ土地返還には応じないと言っているのがパッケージ論ですよ。まさにパッケージになっている。

要するに、米軍再編というのは、普天間飛行場などの土地の返還に対して、グラムの基地建設費用の分担という新たな条件を、SAC O以上の条件を追加した、そういうことではありませんか。

**梅本政府参考人** お答え申し上げます。

SAC O、沖縄特別行動委員会におきまして、施設・区域の整理縮小ということ、その中で普天間の移設及び返還ということを合意して、自來実施をされているわけでございますが、SAC Oにおいては、特に部隊の大きな移動というものは伴わない中で施設・区域を効率的に使う、そういう中で施設・区域の中で不要なものを返還しようということをやったわけでございます。

今回の米軍再編におきましては、それを超えまして、さらに米軍についても大きく動かす、動かすことがあり得るということで協議をし、したがって、沖縄から海兵隊の要員八千名をグラムに移す、グラムに移設するというので、より根元の方から負担軽減ができないかということと現在のようなロードマップになっている、こういう次第でございます。

**赤嶺委員** 根元の方からというのは、六十年間土地強奪して、居座って使い続けて、土壌も汚染した米軍です、グラムに撤退するのなら、撤退してもらったらいじやないですか。何で、撤退する条件として、沖縄県民は新しい名護市の基地建設を受け入れ、それからグラムの基地建設の負担を日本政府が受け入れるというこのパッケージに甘んじなければいけないんですか、パッケージ論というのは、結局、県民を侮辱するものなんですよ、私は、そのことを外務大臣にも強く申し上げておきたいと思えます。

それで、さっきの問題で、このグラム協定、先ほども議論になりましたけれども、アメリカにおいては行政協定扱いである、議会の承認も必要としない、そういうことには先ほどの議論はなっていたわけですが、四月三日の当外務委員会が梅本北米局長は、九条2で、「移転のための資金が利用可能であること。」とは、米政府がグラムにおける施設及び基盤の整備を実施するために必要とする予算がアメリカ議会より承認をされている、こういうことを指しておりますと言っているんですが、これはそのとおりで間違いはないですね。

**梅本政府参考人** 先般御答弁したとおりでございます。

**赤嶺委員** それでは、議会の承認がアメリカの側でも必要になってくるということになりますけれども、このグラム協定の、日本の場合は幾ら提出するか、第一条で二十八億ドルと明記しているんです。それで議会の承認を今得ようとしています。ところが、アメリカ側の資金拠出を定めた第二条には拠出額は明記されていないんですよ。これはなぜですか。

**梅本政府参考人** お答え申し上げます。

第二条は、まさにアメリカ合衆国は、「九条2の規定に従い、グラムにおける施設及び基盤を整備する同政府の事業への資金の拠出を含む移転のために必要な措置をとる。」ということございまして、特に上限等を取っていることはないということでございます。

**赤嶺委員** この拠出額、ロードマップで合意した額、これが入れられていないのはなぜですか。

**梅本政府参考人** ただいま申し上げましたように、米側については、あくまでもその必要な措置をとるということございまして、上限を定めておられない、こういうことでございます。

**赤嶺委員** 今、グラムへの拠出額というのは、日本の方が多いんですよ、アメリカは少ないんですよ、そんな、上限を定めていないなんて、そのくらい言うなら、最初から日本より多い金額を負担しておけばよかつたじゃないですか。どうもここは、ロードマップで合意した金額をグラム協定に書いていない、今北米局長の説明を聞いても、なるほどという感じはいたしません。あいまいで。

それで、やはり議会の承認を得る必要がある問題とかかわっていると思うんですよ。アメリカ連邦議会の海外基地見直し委員会は、二〇〇五年五月の中間報告書の中で、在沖海兵隊のグラム移転について、沖縄県での戦闘能力の削減は東アジアにおける我が国の国益を危険にさらすと否定的な見解を述べているわけですね。この議会の見解に対する配慮、これもアメリカ政府の側にはあったではありませんか。

**梅本政府参考人** 私ども、日本政府として、米議会と米政府の関係についてあれこれ申し上げるわけにはまいりませんが、常々、米議会については、できるだけ米国の負担を下げよう、同盟国の負担を求めるといふ姿勢が非常に強いという一般的な傾向があるわけございまして、そういう中で、米政府が今回の協定について、議会の承認の問題については、議会承認を求めない行政協定というふうにしてしているというふうにも私どもは理解しております。

**赤嶺委員** 本音がぼろりと出ているじゃないですか、やはり議会にかけると削減しようとするから、ロードマップで合意した金額が入れないわけですよ。

アメリカでは、行政府に予算提出権はない、予算を構成する法案の作成と提出は議会自身が行うということを私は学んできました。大統領は予算教書を提出するが、それは議会が予算を審議する際の参考資料にすぎないわけですよ。政府は、今回の協定で、多年度にわたる資金拠出を初めとする日米双方の行動が法的に確保されたとおっしゃいました。日本の側は確保されたかもしませんが、ここで言っているのは日米双方ですから、アメリカ議会による予算措置は担保できるんですか。

**梅本政府参考人** お答え申し上げます。

この協定の第二条におきまして、アメリカ政府は、「グラムにおける施設及び基盤を整備する同政府の事業への資金の拠出を含む移転のために必要な措置をとる。」ということ約束しているわけでございます。

**赤嶺委員** ですから、さきから民主党の先生方は、何でそれを議会の承認にしなかったんだという議論が生まれたわけでしょう。協定には書かれているけれども、議会の承認はとらないわけでしょう。それで、議会の予算承認の担保はどこからとるんですか、どこら説明するんですか。これを説明して何の担保にもなりませんよ、議会の承認を得ない協定ですから、いかがですか。

**梅本政府参考人** 私どもは、あくまでもこれは政府と政府の約束として、アメリカ合衆国政府は資金の拠出を含む移転のために必要な措置をとるということ約束しているわけございまして、その約束に従ってこれから案件を実施していくということございまして。

**赤嶺委員** アメリカは、議会の権限が日本よりもはるかに強い、予算の場合には、行政府、大統領は予算教書を提出するが、それは議会にとっては予算を審議する際の参考資料にすぎない、予算を構成する法案の作成と提出は議会自身が行う、議会自身が行わなければ予算は担保できないじゃないですか。

だから、アメリカの側には一切の担保なしに、しかし日本だけは二十八億ドル必ず出せ、そして沖縄にはパッケージであらゆるもの押しつける、こういうようなものがまともな独立国の協定なのかということ強く指摘したいと思います。外務大臣、いかがですか。

**中曽根国務大臣** まず、先ほどから参考人が御答弁申し上げておりますように、この協定の第二条でそういうような、資金について米側が必要な措置をとることははっきりと明記されておるわけでありまして、これは米国の国務長官と日本の外務大臣である私が署名したものであります。

それで、先ほど申し上げたんですが、これは国際約束でありますから、そういう意味では、私どもとしては、米側もこのことにつきましてはきちんとこれを守って実行に移すということ、そういうふうには思っているところでございます。

**赤嶺委員** 何遍国際約束と言っても、アメリカは、議会の承認というこの開門をくぐらない限り、ロードマップで決められた金額の担保はないわけですよ。いや、これ以上負担することになっているから協定に金額を書かなかったんだなんて、だれがそんな話を信用しますか。議会のチェックを逃れるためですよ、議会ではさらに自国の負担を少なくしようという方が働く、日本だけが一方的に負担する、こんなグラム協定は批准すべきではないということを強く申し上げて、質問を終わります。

**河野委員長** 次に、辻元清美君。

**辻元委員** 社民党の辻元清美です。

私も、まず政府の統一見解を示していただきたい点がありますので、委員長、お聞きいただきまして、お取り計らいの采配を振っていただきたいと思えます。

その点につきましては、国際的な協定は国内法の上位に来るのかどうかという点。これは、先般、知事及び副知事にお会いした折も、特に、環境アセスメントやその後の知事の埋立許認可など、国内法を超越しないのかどうか政府からも説明を受けたが、この点、政府の統一見解のようなもの、しっかりしたものを委員会が検討してほしいという、そういうような御要望もございましたので、この点、政府の統一見解を求めたいと思えますが、委員長、お取り計らいをよろしく願いたいのですが。

**河野委員長** 後ほど理事会で協議したいと思います。

**辻元委員** といいますのも、今までの政府の答弁は、過去には、憲法九十八条の規定に照らして、条約を国内的に実施する場合には、これを法律で実施する場合もございまして、条約をそのまま国内的に受容してこれを実施するという場合もございまして、いずれの場合にいたしまして、国内的な政府におきましては憲法が条約に優先するというのが政府の見解であるということというのが今までの政府の答弁なんです。

これは、憲法九十八条では、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守する」という、「確立された国際法規」というのが今回の協定が入ると思うんです。これで環境アセスメントや埋立てに関する権限が縛られるのではないかという懸念をぜひ政府の統一見解として晴らしていただきたいということで、追加で私の方からお願いをしますので、後ほど協議をお願いいたします。

それからもう一点、伊波市長とお目にかかりました折に、視察で参りました折、きょうもお話がありましたけれども、クリアゾーンの適用がなぜ普天間にされないか米国に照会してほしいという御要望でございました。即刻、委員長が、その点について外務省に、照会をするようにということでした。しかし、きょう理事会で聞きましてお答えは、外国には適用しないということですよというお答えなんです。

この趣旨は、どうして普天間には適用されないかということを照会してくれということでしたので、しっかりした答えにはなっていないと思うんです。外国には適用しないのなら、アメリカはどういう理由があって適用しないかということまで外務省はきちんと問い合わせて、理事会に報告をしていただきたいと思えますので、この点も、委員長、引き続き御協議をお願いしたいと思います。

**河野委員長** 外務省、今答弁できますか。

**梅本政府参考人** 御指摘の航空施設整合利用ゾーンプログラム、いわゆるALC UZでございますが、私ども、またアメリカ側に照会をいたしました。その結果として、次のような回答をもらっております。



あくまでも米側が作成し運用しているものでございますので、それ以上の詳細については、私ども、なかなか責任を持って御説明することは難しいわけでございますが、アメリカ側からの説明は以下のとおりでございます。

AICUZは、米国内において、騒音、安全等の観点から、飛行場周辺の土地利用のガイドラインを自治体に対して勧告するものといことでもあります。同時に、AICUZに基づくガイドラインは地元自治体に提供されるけれども、これに沿った土地利用を行うか否かを判断するのは自治体である。そして、自治体がこれと異なる決定をすることを妨げるものではないといことでもあります。

また、米側は、そのようなAICUZというものでございます、あくまでこれは米国内において周辺の自治体に対してガイドラインを与えるものだということでございますので、そういう性格のものであるということから、海外の航空施設には適用されないというふうに私どもは聞いております。

**辻元委員** 海外に適用されないということは、海外ではやりたい放題と言ったら言葉は悪いですけども、そういうことにつながるわけです、それが今の普天間の悲劇を起こしているわけです。

これについては、引き続き、またいろいろ追及をしていきたいと思います。

さて、ここから本題に参ります。

外務大臣、前回の委員会で通告を申しました、それは、特に今回、辺野古の基地建設をめくりましてさまざまな意見が出て、地元の住民の皆さん、不安、疑念、そして反対の声が上がっている、そこにぜひ一度意見を聞きに、どういう点が不安なのか、どういう点に反対しているのか、出向かれたらどうですかと申し上げました。

きょう皆さんのお手元にお配りしている、これをちょっとあけていただきたいと思いますんですけども、この右の下を見ていただくと、ジュゴンとウミガメと一緒にランデブーという写真、これも辺野古周辺で撮られたものです。これは、日本テレビも撮りまして、テレビでも放映されております。そして、その上は、きれいなサンゴの群生に集まる魚たち、そして左の方も、クマノミ城とか、きれいなこういうサンゴ礁が出ております。ですから、こういう海を埋め立てる、そこに影響が出てくるという認識なんですね。

ですから、きょうは沖縄の皆さんも傍聴に来ているとお聞きしております、辺野古にお住まいの方、そして辺野古の近辺の集落の方も心配して傍聴にいらしているようなんですね。最初に、外務大臣に御答弁いただきたいと思います。いかがでしょうか、大臣、一度行って、車座でひざを突き合わせてゆっくりお話しされたらいかがですか、私も同行しますから、いかがでしょうか。

**中曾根国務大臣** 前回の委員会で、委員から、一緒に辺野古に行ったらどうかというお話がありました。私は、申し上げましたけれども、去る一月三十一日から二月一日にかけて沖縄を訪問した際に、キャンプ・シュワブの普天間飛行場代替施設の建設予定地を見せていただいたわけでございますが、また、そのときは仲井真知事さんや多くの関係市町村の方も懇談をさせていただきました。

実際、今これをいただいておりますが、大変きれいな海だというのが率直な感想でありますし、沖縄の自然というものでできるだけ守らなければならない、これは言うまでもないことでございます。

きょう、実は、この委員会の終了後、五時半から、第九回目となる普天間移設協議会が開催されることになっておりまして、そこでまた仲井真知事さんや島袋会議市長さんとか関係市町村の皆さんにもお会いする機会がありまして、またいろいろと意見の交換や、また御要望も伺うことになるかとと思います。

つい二カ月ほど前に訪問しておりますので、また今の国会日程等を考えますと、なかなか日程を割くのが難しい状況でもありますが、いづれにいたしまして、これはいつも申し上げておりますけれども、地元の皆さんのお声には耳を傾けながら、普天間飛行場の移設、返還というものを着実に進めてまいりたい、そういうふうに通っているところでございます。

**辻元委員** 大臣には引き続き働きかけをさせていただきたいと思います。

私は何も、びくびくすることもないし、そこへ行ったら何か対立するのではなくて、やはり直接政府が姿勢を示し、直接意見を聞くというのはとても大事だと思うんです、今の政治にそれが欠けていると思うんです。ですから、引き続きこれは求めていきたいと思えます。

さて、きょうは、協定の中身の九条を中心に聞きたいと思います。

本協定の九条では、日本側の資金提供の条件とアメリカ側の措置の条件が規定されているという認識でいいですか、いいかどうか。

**梅本政府参考人** まさに九条におきましては、日本側の資金の提供、それから合衆国の措置について、いろいろな条件等が書いてあるわけでございます。

**辻元委員** そうしますと、日本側が、二十八億ドルを上限に資金の拠出を実行して、そして九条二項で規定されている条件をすべて満たしたら、アメリカは何をするんですか。

**梅本政府参考人** このグアム移転は、二〇一四年までに多年度にわたってそれぞれが必要な措置をとりながら進むということでございますので、片一方が全く単独に八年間何かをやって、そこで終わって初めて次のことが起こるということではなく、日本側も、二十八億ドルを限度といたしまして資金的な拠出というものを各年度、これから国会の御承認を予算で得ながらやるわけでございます。また、アメリカも、アメリカの会計年度ごとに予算を講じて措置をとって、双方がそれぞれ各予算年度ごとに措置をとっていく、こういうことでございます。

**辻元委員** そうしますと、二〇一四年というのが出ましたけれども、二十八億ドルを上限に日本が資金の拠出はしたけれども、九条二項に定められるその他の条件を日本側が二〇一四年までに満たされなかった場合、どうなんですか、八千人の海兵隊は帰るんですか、帰らないんですか。

**梅本政府参考人** 委員の御質問のような状況というものがどういものかというのはちょっと、必ずしもよくわかりませんが、日本側としてみれば、これは今、グアムの移転のために予算措置を講じながら拠出を行っていくということでございますし、また、普天間の移設、返還についても着実に措置を進めていくということでございます。また、アメリカの方も、移転のための資金の手当て等の所要の措置をとっていくということ、それぞれが並行して進んでいくことを想定しているわけでございます。

**辻元委員** 協定の契約関係がどうなっているかということも聞いています。ですから、今の私の質問が理解できないというのはちょっと不安ですけども、大丈夫かなと思えますけれども、協定では、二十八億ドルまでのお金はほとんど拠出しているけれども、九条二項です、その他の条件を満たさなかった八千人は帰らないのかと言っている。その他の条件というのは何がありますか、日本側が果たさなければいけない条件、お金の拠出と、ほかに何があるんですか、九条二項で規定されていることです。

**梅本政府参考人** 九条二項は、ロードマップに記載をされております普天間飛行場の代替施設の完成に向けて日本国政府による具体的な進展があること、それからロードマップに記載された日本国の資金面での貢献があることということでございまして、これは、民生事業等についてもきちんとして進めていくということでございます。

**辻元委員** ということは、一方でお金はどんどん払う、せせと払う、しかし、九条二項の(2)、普天間の代替施設、具体的には、辺野古の新基地の建設が進まない場合は、八千人も帰らないし、日本側が約束を二〇一四年までに守らなかったということになりますか。

**梅本政府参考人** あくまでも、政府としては、それぞれの事業をそれぞれ着実に進めていくという立場でございます。

そういう前提で、条約の仕組みとして御説明を申し上げますと、九条条の一項においては、日本国の資金の提供は、今度は、アメリカ合衆国政府による資金の拠出があることを条件とするということございまして、全く仮に、例えば普天間の移設が具体的な進展がない、あるいはアメリカが資金をつけないということであれば、日本側もその資金を提供する義務がかかってくるわけでございますので、要するに、何も起きないということになるわけでございます。

**辻元委員** 私は、日本側のしなければならぬことを、条件を、アメリカ側から見たら日本側の条件は何かということを問うているわけです。ですから、アメリカもお金を出している、日本もお金はせせと出しているけれども、辺野古の新基地の建設の進展が見られない場合は、お金はどんどん出しているけれども、そしてグアムにはいろいろなもの建設はされるけれども、八千人は帰らないという事態が本協定では起こることですね。根性論とか、いや、政府はやるんです、そんなことは聞いていないわけです、本協定の約束ではそういうことですねと聞いているわけです。

**梅本政府参考人** まさに協定の仕組みとして申し上げますが、仮に、例えば普天間飛行場の代替施設の完成に向けての作業が何らかの理由により滞るというようなことがあるといたします。そういう場合には、確かにアメリカ側が資金を拠出する条件が満たされないような状況が出てくる可能性がある。

そうなりますと、私どもの方の拠出についても、この拠出をする条件が整わないというような、そういう状況になるわけでございまして、そういう場合は、この両政府は、第十条にもございますが、この協定の実施に関して相互に協議をすることということでございまして、何か、万が一物事が順調に進まないような兆しというものがある場合には、よく協議をして、まずはそういうことをどうやって克服して全体を着実に進めるかということ協議するということで、適切な措置をとっていくことになるかと思えます。

**辻元委員** なぜこういうことを聞かかと申しますと、間もなく総選挙があります。どうい組み合わせで政権をとるかかわからないわけですね、それで、野党は大体県外移転なんです、普天間の代替施設は、そうなりますと、一年以内にこの辺野古の新基地建設については見直そうというような事態も、これは政治のメカニズムですから、政権がかわれば政策が変わるのは当たり前ですから、それは否定できません。

政府の見解を求めたいんですが、そういう場合は十条にのって、日本は政権もかわったし、ちょっと方針が変わりました。ですから今までのこの協定の九条二項は実行できませんとなった場合には、払ったお金はどうするんでしょう、それは日本側の都合だから一銭も返ってこないんですか、いかがですか。

**北野政府参考人** お答え申し上げます。

今委員から御指摘になった事態といえますのも、先ほど梅本北米局長の方から答弁をいたしましたように、この協定の実施に当たって、双方、それぞれ相手方がどういふうな措置をとるかなどの条件というのが満たされないという事態が起こったときにどうなるかということでございますけれども、そのようなときには、この十条の規定に基づきまして、両国政府で相互に協議をすることになるかと存じます。

**辻元委員** そうしたら、そこで今まで支払ったお金の行方や、そういうことも協議ができるということではないんですね。

**北野政府参考人** お答え申し上げます。

具体的な状況、どのような形になるかということ、想定がなかなか難しゅうございますので、具体的にお答えする点はやや限界がありますけれども、もしそのような事態となります場合には、双方がそれぞれ、それまでにやってきたこと、もしそれが資金の提供、それぞれが資金の提供以外にとってきた措置につきまして、それをどうするかということにつきまして、当然のことながら協議をすることになるかと存じます。

**辻元委員** といいますのは、協定というのは取り決めですから、政治状況が変わったり、いろいろなことに対応できるということを想定してやはりメカニズム、仕組みをつくらなきゃいけない。

きょう確認させていただいたのは十条で、これは新基地建設ありきではなくて、それが今まで実際に十年以上つられてこなかった理由というのは根深いわけですよ、それが、あと五年でつくれるかと思っている方もいらっしゃるかもしれませんが、それは甘いと思います、政治状況が変わりますから、ですから、十条で話し合ってます、この協定自体が破棄になったら無効になるということも考えられることであるしいんですね、それを最後に答弁してください。

**北野政府参考人** これも仮定の事態でございますので、なかなか確定的なお答えは難しゅうございますけれども、仮に、今委員が御指摘になるように、この協定の実施に当たって日米双方それぞれで難しいというふうな事態が起これば、そのときには、まず十条の規定に従ってお互いに協議をすることだろうと思えます。

また、そのようなときには、日米双方が、日米同盟に当たっての、お互い同盟関係にある日米の信頼関係というものを踏まえて協議がなされるということであろうというふうに理解をしております。

**中曾根国務大臣** 今参考人が、そういう事態にならないことが望ましいわけですが、仮定の御質問にお答えしましたけれども、確認のため基本的なことを申し上げますと、いわゆる国家間の国際約束というのは、一たん締結されれば、当事国としてそれに拘束されるわけでありまして、仮に政権交代がありまして、それを誠実に履行するということが求められているものでございます。国内の事情によってそうした性格というものが影響を受ける、そういったものではございません。これはこの協定についても同様である、そういうふうにご考えをしております。

**辻元委員** ですから、最初に申し上げましたように、要するに条約や国際約束は国内法の優位に立つのかとか、何がそうなのかという見解を出していただきたいと思うんです。

ですから、いろいろな論調で、選挙があつて政権交代が起こるかもしれない、次までも縛ろうと協定をわざわざ急いで結んだんじゃないかというような論調が出てくるわけですよ、今のような御答弁だから。

ですから、今大臣がおっしゃったこと、しかし、十条でしっかり話し合つて、この協定自体も政権がかわつたら変わると、可能性があるということをやはり確認しないと、日本の政治というのはきちんと政権をとった方がイニシアチブをとってするという政治にならないといひます、政治状況が変わりますから、またちょっと疑問点が出ましたので、審議自体がやめるわけにはいかないし、引き続きこの問題についても質疑をさせていただきたいと思います。

以上です。

**河野委員長** 次回は、来る十日金曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時六分散会

[このページのトップに戻る](#)